 **旭警察署生活安全ニュース** 令和5年5月号
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

刑法犯の発生状況 令和5年1月～4月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	21	17	+4
空き巣	7	2	+5
車上ねらい	8	11	-3
部品ねらい	17	8	+9
自動車盗	3	2	+1
オートバイ盗	12	10	+2
自転車盗	35	15	+20
強制わいせつ	2	1	+1
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
その他の刑法犯	143	129	+14
総件数	248	195	+53

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。
宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要な以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

⓪ **特殊詐欺の発生状況** 令和5年4月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	694	516	+178

令和5年 被害金額 約9億400万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	21	17	+4

令和5年 被害金額 約2100万円

☆ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。
○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

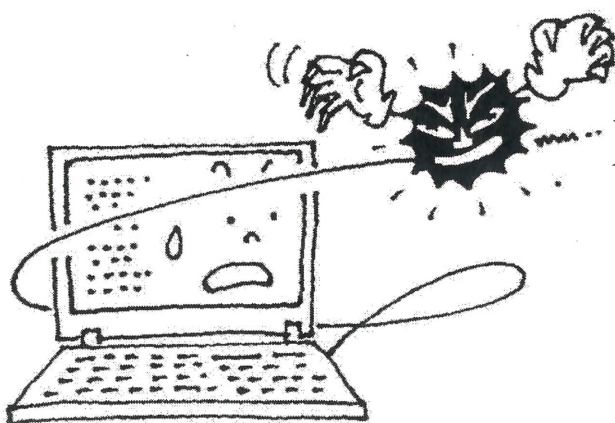
みんなであつろう! 安全・安心の街 旭!

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信 令和5年5月号

架空料金請求詐欺

に注意!!



詐欺!

パソコンが動かなくなった
警告文・警告音がでた
アダルトサイトに登録された



電子マネーカードを
購入するよう指示された

旭警察署管内で架空請求詐欺の被害が増加しています!

架空請求詐欺の手口は、

パソコンが故障した
ウイルスに感染した
アダルトサイトに登録された

ように思わせ、画面に表示された電話番号に電話をかけさせたうえ、修理・登録解除費用を**電子マネーカードで支払う**よう要求してきます。

電子マネーカードで修理費用を請求することはありません。
電子マネーカードと聞いたら詐欺を疑いましょう。

旭警察署・旭防犯協会・旭企業防犯連絡協議会



旭警察署交通ニュース 令和5年5月号



◎4月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	159	0	8	167	175
2022年	186	0	9	204	213
前年比	-27	±0	-1	-37	-38

2023年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月
	34	40	46	39



◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2022			2023		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	15	0	15	0	19
	その他	28	0	28	0	30
車両相互	すれ違い時	3	0	5	0	1
	出会い頭	12	0	14	0	8
	右折時 その他	11	0	11	0	8
	右折時 右折直進	24	0	26	0	21
	左折時	5	0	5	0	5
	正面衝突	4	0	4	0	1
	車両相互その他	25	0	27	0	33
	追突	43	0	61	0	35
	追越追抜き時	6	0	6	0	5
	車両単独	10	0	11	9	0
合計	186	0	213	159	0	175

自転車安全利用五則を守りましょう

- ★ 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ★ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ★ 夜間はライトを点灯 ★ 飲酒運転は禁止
- ★ ヘルメットを着用



※令和5年4月1日からすべての自転車利用者に対しヘルメットの着用努力義務化となっています



春の全国交通安全運動

令和5年5月11日(木)から

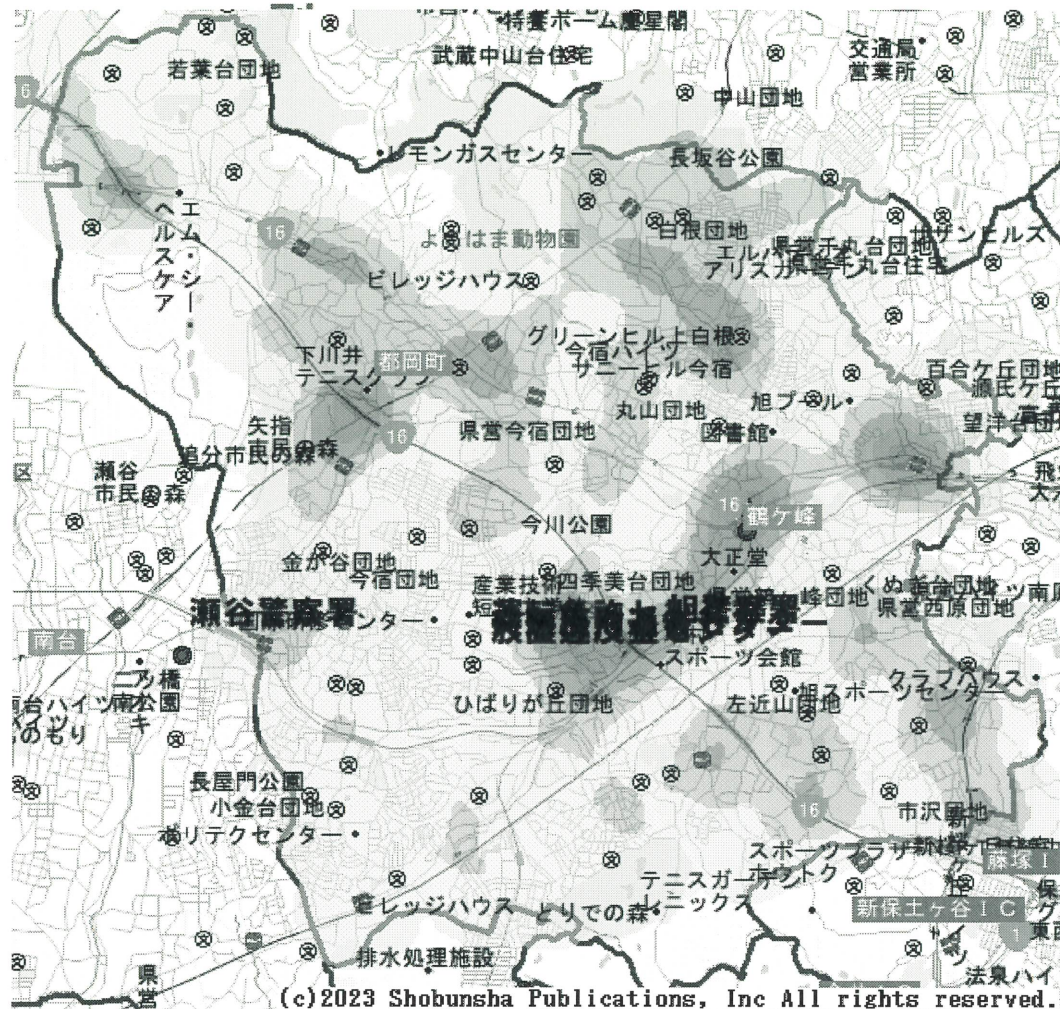
令和5年5月20日(土)までの10日間

スローガン

「安全は心と時間のゆとりから」

◎旭警察署管内 町内会

令和5年4月末現在



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	1	+1	0	0	1	1
鶴ヶ峰	20	-4	6	4	0	7
白根	10	+3	3	1	0	6
旭北	15	+5	6	2	2	2
上白根	9	+1	4	2	0	7
今宿	12	-2	3	4	0	5
川井	27	-14	11	2	2	4
若葉台	3	+1	1	0	0	1
笹野台	3	+1	2	1	0	2
希望が丘	2	-3	0	1	0	0
希望が丘東	6	0	4	1	1	2
希望が丘南	3	-1	2	0	1	1
さちが丘	3	-3	1	1	0	1
万騎が原	4	-1	1	1	0	3
二俣川	12	-6	3	4	0	3
二俣川ニュータウン	2	0	2	0	0	0
旭中央	6	+1	2	0	0	1
旭南部	6	-6	1	3	0	3
左近山	3	0	2	0	1	1
市沢	12	0	4	0	2	2
総計	159	-27	58	27	10	52

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（4月中：3件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
4月4日	白根六丁目	工作物	工作物（木製廃電柱）若干焼損	たばこ
4月21日	川島町	倉庫	倉庫1棟全焼、計5棟149㎡焼損	調査中
4月26日	鶴ヶ峰二丁目	普通乗用車	普通乗用車の機関部若干焼損	調査中

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

各年の1月1日から同年4月30日（現在）

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	18	20	△2	275	250	25
	焼損床面積(㎡)	210	137	73	2,776	2,394	382
	死者(人)				6	8	△2
	負傷者(人)	3	2	1	35	46	△11
救急状況	救急件数(件)	5,054	5,071	△17	76,021	75,761	260
	1日当たりの出場件数(件)	42.1	42.3	△0.2	633.5	631.3	2.2

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

熱中症にご用心！

熱中症は5月頃でも発生します！

気温や湿度が高い日、風が弱い日などは熱中症に注意しましょう。



(1) 水分補給をこまめにしましょう

のどが渇かなくても、こまめに水分を補給しましょう！

たくさん汗をかいた時は、スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給しましょう。



(2) 暑さを避けましょう

室内でも熱中症は発生します！

エアコンや扇風機で室内温度をこまめに調整しましょう。

シャワーや冷たいタオルでも、体を冷やす効果があります。



(3) 暑さには徐々に体を慣らしましょう

暑くなり始めの今の時期から、暑さに体を慣らしましょう！

水分補給を忘れずに、無理のない範囲で運動や屋外作業などで、暑さに慣れるようにしましょう。



令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年4月30日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	3	2			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1				1	
四季美台						
今川町	1	1				
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町	1	1			
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	1	1			
1件	万騎が原					
	大池町					
	柏町					
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
0件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1	1			
	三反田町					
	小高町					
1件	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目	1	1			
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目	1	1			
2件	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	18件	建物	車両	林野	その他
		14	1	0	3

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	4月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	1	1
白根地区町内会自治会連合会	1	3
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会		1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	4月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		1
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		1
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	1	6
合計	3	18

令和5年5月18日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

地域防災活動支援事業について（お知らせ）

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域における火災予防の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度家庭防災員制度の一部見直しにより、家庭防災員の自主活動に対する補助金制度がなくなりましたが、代わりに、広く地域住民の皆様の防災活動を御支援する地域防災活動支援事業が予算化されました。つきましては、該当する事業の募集について、下記のとおりお知らせいたします。

1 対象となる活動

地域住民の皆さまが参加する防災活動（家庭防災員のみは除きます。）

2 想定される事業例

- (1) 防災意識の向上を目的とした防災講演会、防災イベント等
（講師謝金、会場使用料、広報用チラシ印刷費等）
- (2) 地域の危険性や状況把握を目的とした消火器マップや防災マップの作成等
（消耗品費、広報用チラシ印刷費等）
- (3) 初期消火器具取扱訓練、要援護者の避難支援訓練、DIG 訓練等の防災訓練
（消耗品費、広報用チラシ印刷費等）

※炊き出し等を行う場合、食材費等の申請は対象外です。

3 家庭防災員自主活動との変更点

	(新)地域防災活動支援事業	(旧)家庭防災員自主活動補助金
対象者	地域（区、連合、自治会等）	家庭防災員
補助金制度	×	○
予算の執行方法	消防署 消防署が本部へ事業提出	申請者である家庭防災員 へ補助金を振込→支払い
旭区全体の予算額	11万5千円（18消防署一律）	約90万円

4 事業募集期間

令和5年5月18日（木）から同年7月31日（月）まで

※事業提出は先着順ではありません。募集締切り後、事業実施可否及び予算項目として執行可能であるか等消防署が審査を行います。

※申込み多数の場合は、消防署で審査を行います。実施希望額全額が執行できない等ご希望に添えない可能性もありますので、ご承知おきください。

5 申し込み方法

別紙1を参考にご提出ください。

6 お問い合わせ先

消防署窓口、電話、メール（sy-asahi-yobo@city.yokohama.jp）のいずれかでお願ひします。

【担当】

旭消防署総務・予防課 三浦

連絡先（951）0119（内線22）

令和 5 年度 地域防災活動支援 事業実施計画書

[●● 地域]

事業名

【 事業の概要及び令和 5 年度実施内容 】

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

項目	節	執行予定額	内訳
合	計	0	

【 事業実施予定日 】

【 その他 】

作成担当者
●●地域
担当者氏名
連絡先：●●●-●●●●

令和5年度 地域防災活動支援 事業実施計画書

記載例

[●● 地域]
 事業名
 要援護者避難支援研修

【 事業の概要及び令和5年度実施内容 】

災害時における共助の重要性や要援護者の支援手法を学ぶことを目的に、自治会町内会など地域住民を対象に、災害時要援護者の避難支援研修を実施します。

【 事業費の内訳 】

(単位：円)

項目	節	執行予定額	内訳
資料等印刷費			配布資料の印刷、チラシ
講師謝金			講師への謝金
合 計		0	

【 事業実施予定日 】

- 月：研修案内
- 月：研修実施

【 その他 】

作成担当者
●●地域
担当者氏名
連絡先：●●●-●●●●

用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。

2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

横浜市市素案説明会

検索 🔍

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの的中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担 当】 建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

旭区

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案（案）」の説明会や縦覧（閲覧）及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年) 8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年) 12月～令和4年(2022年) 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方（案）」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年) 3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年) 10月～11月

- 都市計画市素案（案）の公表及び説明会の実施
- 縦覧（閲覧）及び意見書の受付

令和5年(2023年) 6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年) 7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧（閲覧）及び公述申出の受付

令和5年(2023年) 9月6日 都市計画公聴会（公述申出があった場合に開催）

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧（閲覧）及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間 令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法 横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間 **第1次**
受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで
回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次
受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで
回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法 ① 電子申請
 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参
 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

[提出先] 〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階
 ※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)
 令和5年7月3日(月) 13時から16時

 旭区二俣川2丁目50-14
 コプレニ俣川 商業・業務棟6階
 最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)
 令和5年7月4日(火) 13時から16時

 瀬谷区二ツ橋町190
 最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)
 令和5年7月5日(水) 13時から16時

 金沢区泥亀2丁目9-1
 最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)
 令和5年7月6日(木) 13時から16時

 緑区寺山町118
 最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)
 令和5年7月7日(金) 13時から16時

 港南区港南中央通10-1
 最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)
 令和5年7月9日(日) 13時から16時

 青葉区あざみ野2丁目3-2
 最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)
 令和5年7月10日(月) 13時から16時

 都筑区茅ヶ崎中央32-1
 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)
 令和5年7月11日(火) 13時から16時

 栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
 最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)
 令和5年7月12日(水) 13時から16時

 保土ヶ谷区星川一丁目2-1
 最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])
 令和5年7月13日(木) 13時から16時

 戸塚区戸塚町16-17
 最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)
 令和5年7月14日(金) 13時から16時

 港北区大豆戸町26-1
 最寄駅▶東急東横線「大豆戸」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)
 令和5年7月15日(土) 13時から16時

 中区住吉町4丁目42-1
 最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)
 令和5年7月18日(火) 13時から16時

 磯子区磯子三丁目5-1
 最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)
 令和5年7月19日(水) 13時から16時

 泉区和泉中央南五丁目4-13
 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)
 令和5年7月20日(木) 13時から16時

 鶴見区鶴見中央一丁目31-2
 最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
 京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)
 令和5年7月21日(金) 13時から16時

 南区浦舟町2丁目33
 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
 市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧)期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iマップー (横浜市行政地図情報提供システム)



iマップー 🔍

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

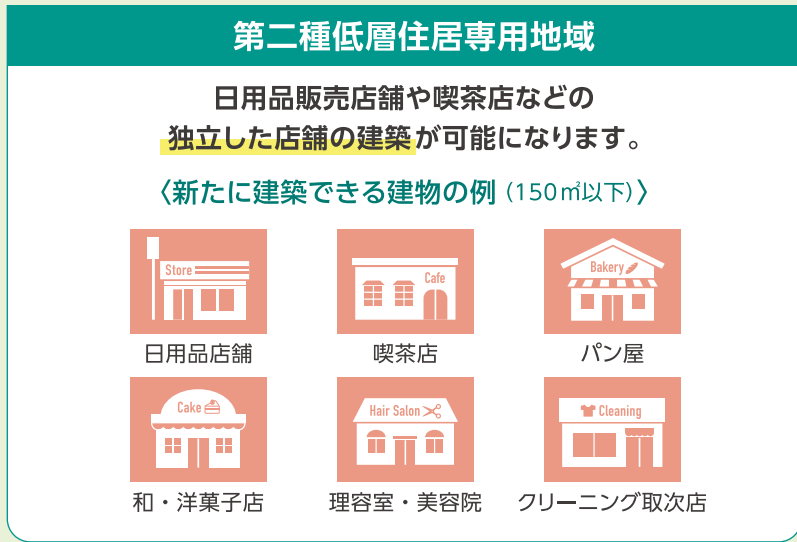
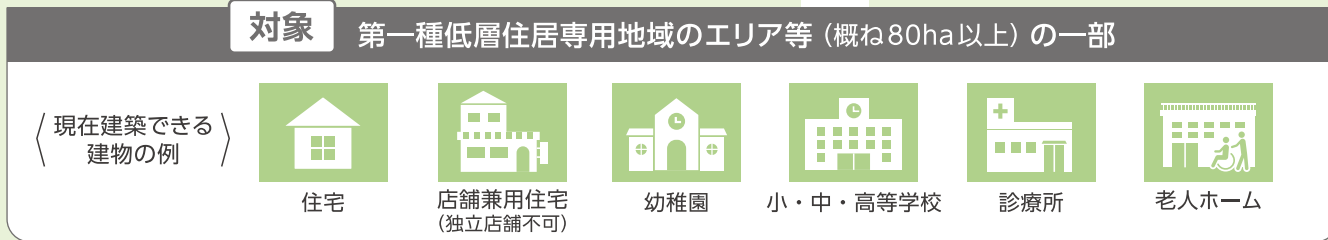
郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

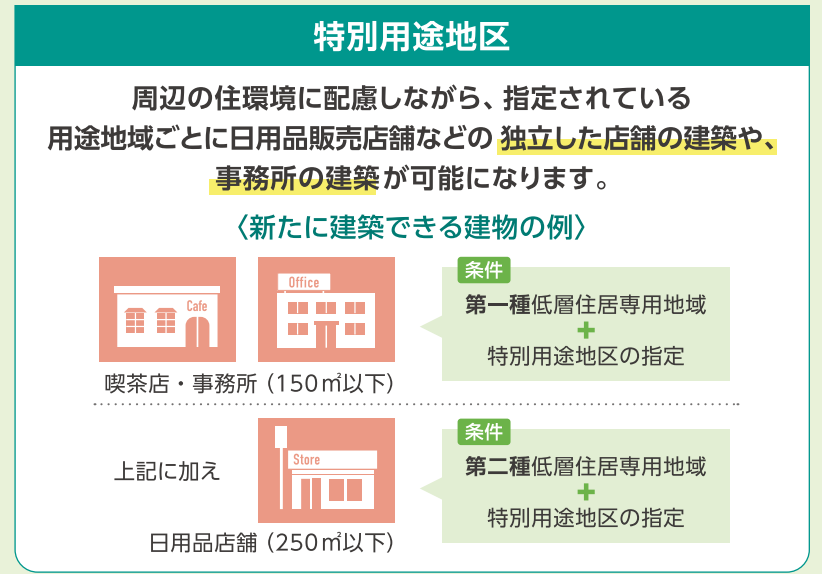
住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。



※2階以下に限ります。
 ※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
 ※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。



※2階以下に限ります。
 ※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区
 特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

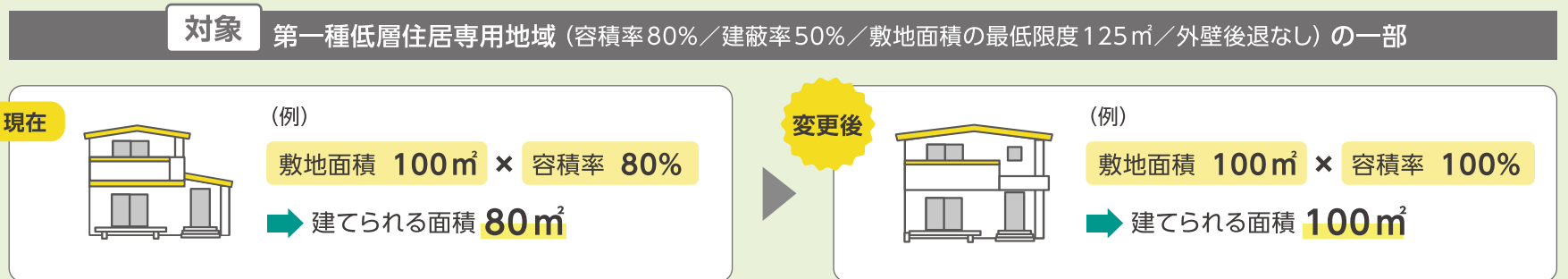
目指すべき土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭かつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。
 ※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

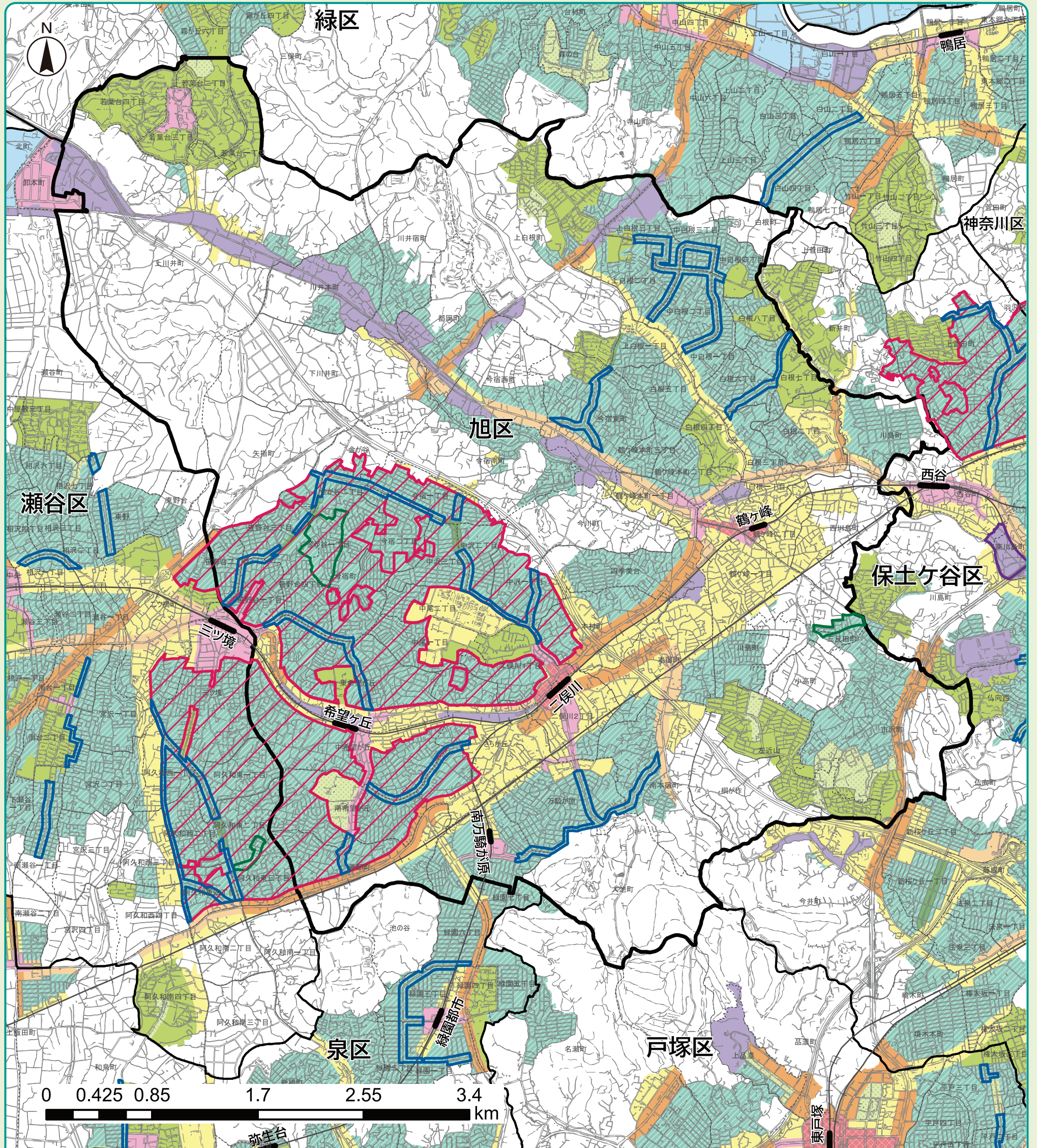
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。
 なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

旭区



現在の用途地域

	第1種低層住居専用地域	住居系 緑化地域 既指定区域
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	

	近隣商業地域	商業系 見直し6 緑化地域の拡大 緑化地域指定追加区域
	商業地域	
	準工業地域	工業系 —
	工業地域	
	工業専用地域	

見直し予定区域

	見直し1	第二種低層住居専用地域への見直し
	見直し2	特別用途地区の指定
	見直し3	指定容積率の緩和
	見直し4	工業系用途地域の見直し
	見直し5	軽易な変更等

第5期横浜市地域福祉保健計画素案とパブリックコメントの実施について

第5期横浜市地域福祉保健計画(以下、「第5期市計画」という。)(令和6年度～10年度)の策定に向け、現行の第4期市計画の実施状況や主な課題、施策の方向性等を「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会」等で協議・検討してきました。この度、第5期市計画素案がまとまりましたので御報告します。また以下のとおり、パブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、いただいたご意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和6年3月に計画を策定する予定です。

1 令和4年度の協議・検討経過

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会での協議をはじめ、関係団体との意見交換、関係機関への意見照会等を行い、検討を進めました。

- ・関係団体との意見交換 13団体(各1回)
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 計2回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会 計2回開催
- ・横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会1、分科会2 計4回開催

2 第5期市計画素案の概要について

資料1「第5期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット」のとお
り

3 パブリックコメント実施期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

添付資料

- 資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 素案パブリックコメント用リーフレット
資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画 素案冊子

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
<ul style="list-style-type: none"> ● 全市域を対象とした計画 ● 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622
電子メール: kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードからアクセスしてください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>



②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。
(切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

- 電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
- いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
- 個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

<認めあい>

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

<つながり>

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

<ともに>

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人も、
ひとりで抱え込まない地域

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

きりとり線

郵便はがき

231-8790 005

料金受取人払郵便

横浜港局 承認 9130

差出有効期間 令和5年7月31日まで

<受取人> 横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。

氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代

1	20歳未満	2	20~39歳
3	40~64歳	4	65~74歳
5	75歳以上		

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
・安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

・複合的な課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
・社会的孤立状態の予防、解消
・支援者の孤立予防
・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動を
推進するための
基盤づくり

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
・地域と学校の連携・協働の推進
・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い
市民参加の
促進

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
・日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

推進のための取組

第5期

横浜市地域福祉保健計画

～よこはま笑顔プラン～（計画期間：令和6年度～10年度）

【素案】

令和5年4月

目次

第 1 章 計画の趣旨..... |

1 地域福祉保健計画について.....	2
(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題.....	2
(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」.....	2
(3) 横浜市の地域福祉保健計画.....	2
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携.....	3
(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨.....	4
2 計画期間.....	5
3 計画の位置づけ.....	6
(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係.....	6
(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係.....	7
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係.....	8
(4) 圏域の考え方.....	10

第 2 章 横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況..... | |

1 国の動向.....	12
(1) 地域福祉推進の理念 ～地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決～ ...	12
(2) 包括的な支援体制づくり ～課題解決 & つながり続けるアプローチ～	12
2 統計データからみる横浜市の状況.....	14
(1) 2020 年をピークに人口は減少、今後は 85 歳以上人口が大幅に増加.....	14
(2) 単身世帯の増加.....	15
(3) 地域における「つながり」の希薄化.....	15
(4) 自治会町内会加入率の減少.....	16
(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化.....	16
(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上.....	17
(7) 市内の認証 NPO 法人の増加.....	17
3 横浜市のこれまでの取組.....	18
(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進.....	18
(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援.....	18
(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備.....	18
4 第 4 期計画の振り返りと第 5 期に向けた課題.....	19

第 3 章 第5期計画の方向性	21
1 全体像と基本理念	22
2 目指す姿.....	23
第 4 章 推進のための取組	25
1 身近な地域で支えあう仕組みづくり	27
(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実	27
(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携	30
(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進	33
(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	36
2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり	38
(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化	38
(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援	41
(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり	43
3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進.....	45
(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり.....	45
(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充	47
(3) つながりを通じた健康づくりの推進	50
第 5 章 推進体制	53
1 推進体制.....	54
2 計画推進の視点.....	55
(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する	55
(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える	55
(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む.....	56

第 1 章 計画の趣旨

- 1 地域福祉保健計画について
- 2 計画期間
- 3 計画の位置づけ

1 地域福祉保健計画について

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題

- ・ 横浜市は国内最大の都市ですが、人口は2020年をピークに減少に転じており、今後は特に85歳以上の高齢者が急増するなど、人口減少・超高齢社会を迎えることとなります。
- ・ 一方で、近年では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」、本来大人が担うことが想定されている家族の介護やケア、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。
- ・ 地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」

- ・ そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域課題の解決力の強化のため、2018年(平成30年)施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった地域福祉計画の策定が「努力義務」となりました^{※1}。

(3) 横浜市の地域福祉保健計画

- ・ 横浜市の地域福祉計画は、2004年度(平成16年度)に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- ・ さらに、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

^{※1} 市町村地域福祉計画(法第107条)

<地域福祉保健計画の推進の経緯>

計画	主な特徴
第1期 横浜市地域福祉計画 (2004～2008 年度)	・ 社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
第2期 横浜市地域福祉保健計画 (2009～2013 年度)	・ 全区で地区別計画を策定 ・ 福祉と保健の取組の一体的な推進 ・ 地域福祉保健計画に名称変更
第3期 横浜市地域福祉保健計画 (2014～2018 年度)	・ 市社協の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進
第4期 横浜市地域福祉保健計画 (2019～2023 年度)	・ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

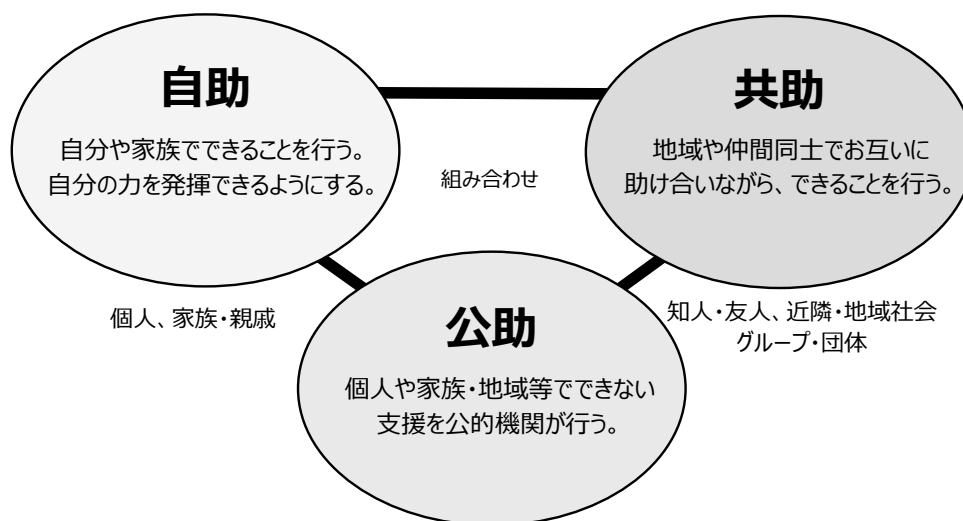
- ・ 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- ・ 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連付けながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



自治体・国、社会保険（介護保険・年金など）、福祉サービス・制度（生活保護など）

(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

- ・ 地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。
- ・ 計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。
- ・ 地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

2 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間です。

<市計画・区計画の計画期間>

	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
市計画	第1期				第2期					第3期						
区計画	第1期 ※1					第2期						第3期				
	第1期 ※2				第2期					第3期						
	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
市計画	第4期					第5期										
区計画	第3期			第4期				第5期								
			※3													

※1 鶴見／神奈川／西／南／青葉／栄／泉

※2 中／港南／保土ヶ谷／旭／磯子／金沢／港北／緑／都筑／戸塚／瀬谷

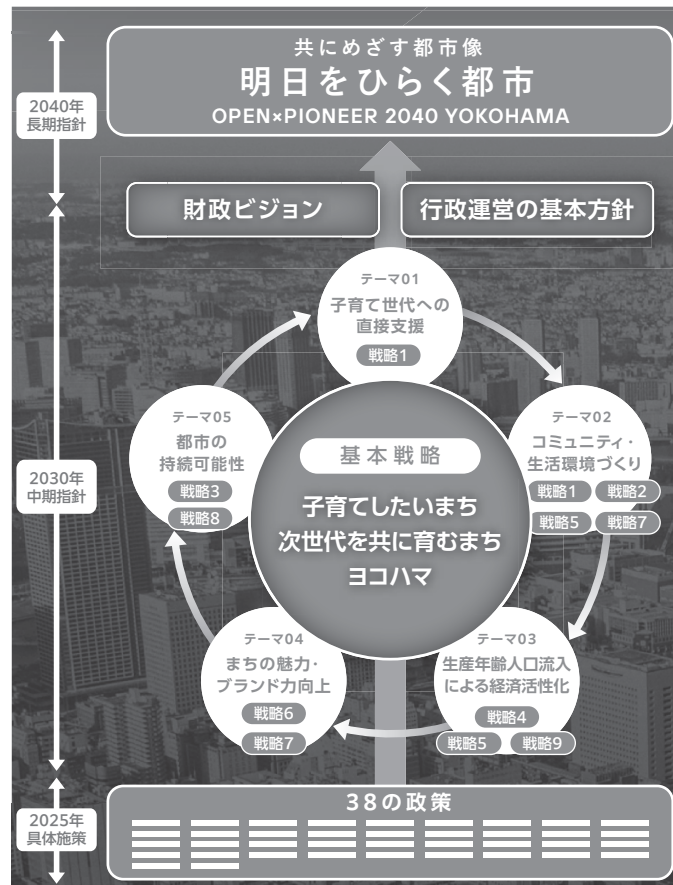
※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定期間を1年延長

3 計画の位置づけ

(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係

～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

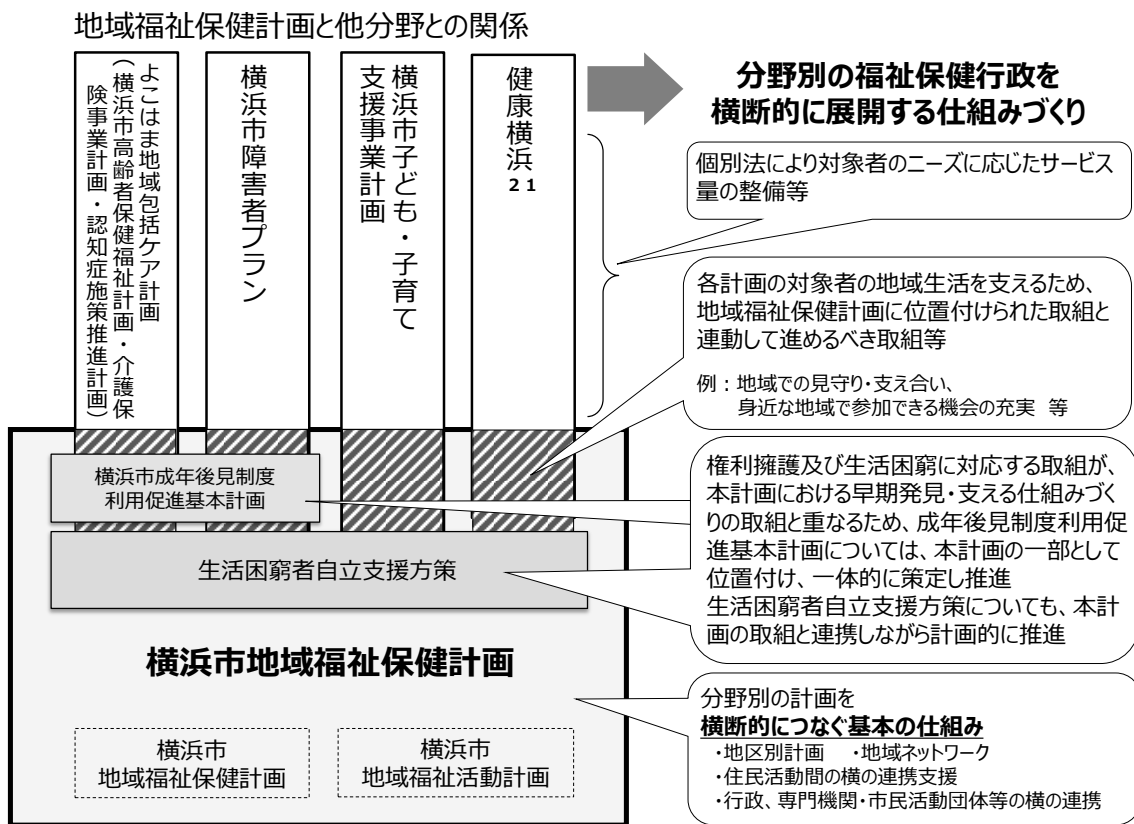
- ・ 本市では、令和4年度に策定した中期計画 2022～2025 において、2040年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER』」を掲げました。
- ・ その実現に向けた10年程度の取組の方向性として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。
- ・ この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ02:コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。



(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

- ・ 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- ・ 分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。
- ・ なお、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置付けて取り組むこと、とされています（「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」）。
- ・ 横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

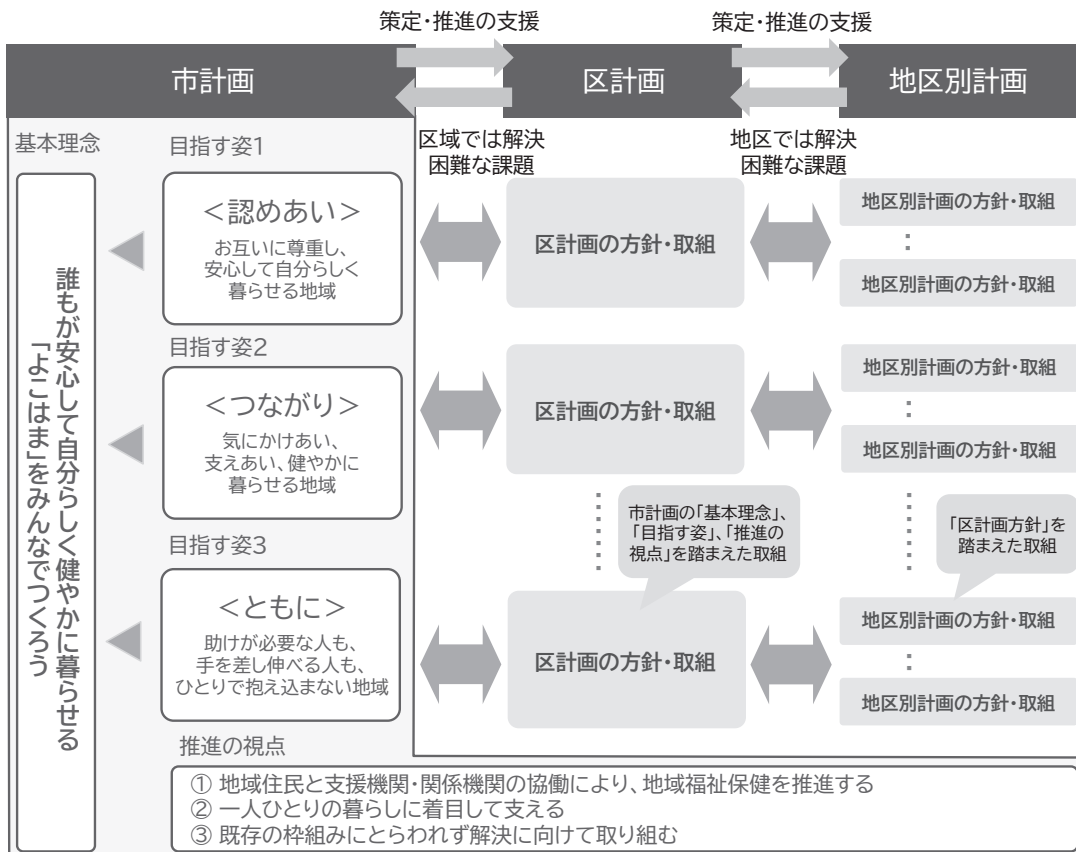
- ・ 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会^{※2}単位）で構成しています。
- ・ 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。
- ・ 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- ・ これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。
- ・ 区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

^{※2} 多くの自治会町内会が参加し、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業（例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど）を実施する組織。

<市計画・区計画・地区別計画の位置づけと盛り込む内容>

	市計画	区計画		
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)	
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 全市域を対象とした計画 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組

<市計画・区計画・地区別計画の関係>



(4) 圏域の考え方

- ・ 横浜市は人口約 370 万人の大都市であり、市内でも地域によって生活上の課題等が異なるため、一律の計画のみでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。
- ・ 地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次のように分けられます。

<地域福祉保健計画における圏域>

	圏域	圏域の考え方
地区別計画	<u>近隣</u> 自治会町内会の班(組)程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
	<u>自治会町内会</u> 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
	<u>地区連合町内会</u> 人口平均15,000人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)*3を組織し、活動を行っている圏域。
	<u>日常生活圏域(中学校区程度)</u> 人口平均25,000人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
区計画	<u>区域(18区)</u> 人口 10~35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
市計画	<u>市域</u> 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

*3 その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行う任意の団体

第2章

横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 2 統計データからみる横浜市の状況
- 3 横浜市のこれまでの取組
- 4 第4期計画の振り返りと第5期計画に向けた課題

Ⅰ 国の動向

(1) 地域福祉推進の理念 ～地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決～

- ・ 日本では、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、単身世帯が増加、世帯規模が縮小しています。また、日本型雇用慣行の変化により、安定した雇用につけない人が増加しています。地域においては、近所付き合いをはじめとする住民同士のつながりが弱くなってきています。
- ・ 日本の社会保障制度が前提としてきた、頼れる家族がいる、安定した雇用についている、社会的なつながりがあるといった状況が変化する中で、制度上これまで想定されていなかったような課題や、生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉の一つの分野にとどまらない複合的な課題を抱える人や世帯が増えています。
- ・ こうした中、2017年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が次のように規定されました。

地域福祉推進の理念(社会福祉法第4条第3項より)

地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

- ・ 福祉サービスを必要とする住民だけでなく世帯も対象となっていること、福祉や介護、保健医療にとどまらず多様で複合的な地域生活課題を捉えていること、その地域生活課題を「把握」とともに「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指していることが分かります。

(2) 包括的な支援体制づくり ～課題解決 & つながり続けるアプローチ～

- ・ さらに、上記の「地域福祉推進の理念」を実現するため、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努める旨が規定されました。「包括的支援体制」については、以下のように定められています。

「包括的支援体制」とは？

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課「社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)」, 令和3年1月7日

- その後、国では「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、「包括的な支援体制」を具体化するための検討が行われました。ここでは、従来の「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けることを目指すアプローチ」（伴走型支援）が必要であり、2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが重要とされました。

「伴走型支援」とは？

具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金給付、現物給付）を行う設計となっている。

これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ，令和元年 12 月 26 日

- また、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業の創設を行うべきとした。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための新たな事業における3つの支援

① 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ，令和元年 12 月 26 日

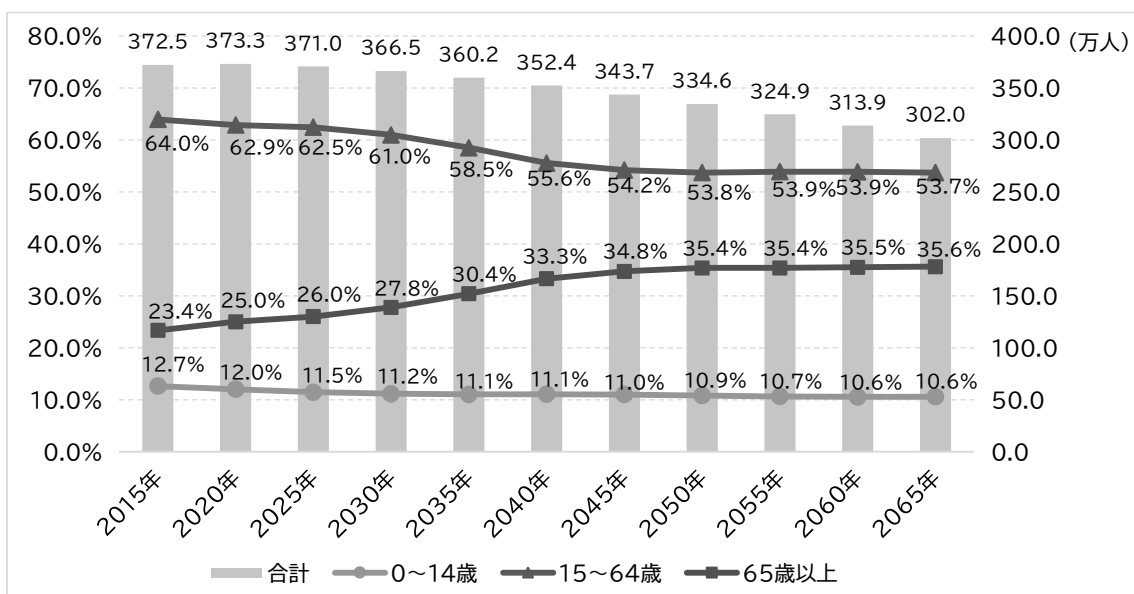
2 統計データからみる横浜市の状況

以下は、計画の完成時にはデータの更新と併せて、各グラフの解説を修正します。

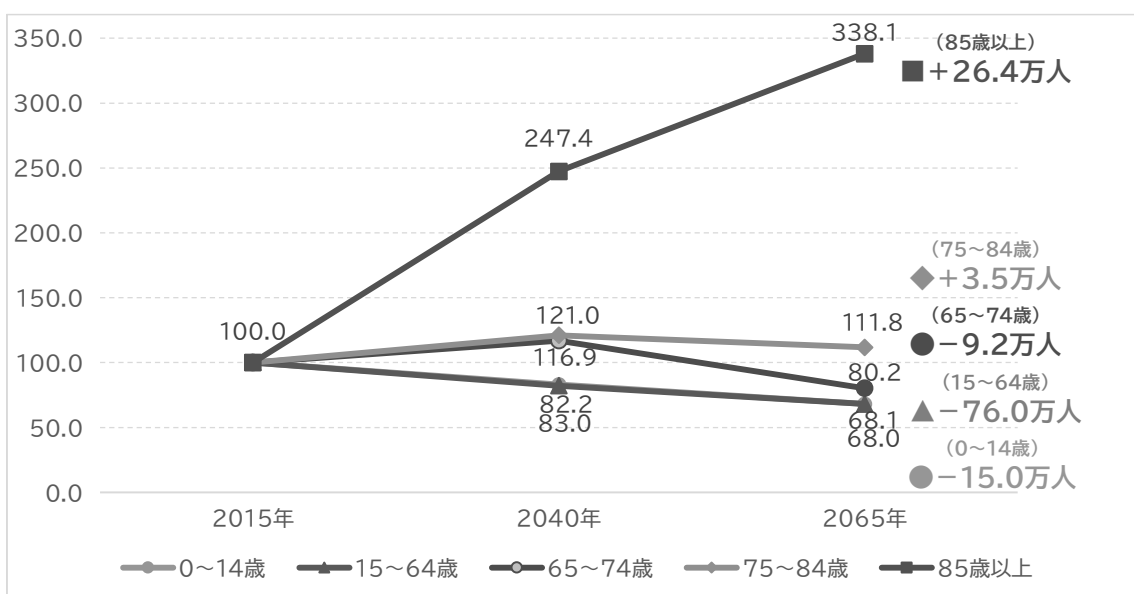
(1) 2020年をピークに人口は減少、今後は85歳以上人口が大幅に増加

- ・ 横浜市の人口は、2020年に約377.7万人とピークを迎え、現在は減少傾向にあります(以下のグラフの推計時点では、ピークは2019年)。
- ・ 今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に85歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

<人口と年齢3区分人口の構成比の将来推計>



<年齢区分ごとの人口の増減(2015年=100.0)>

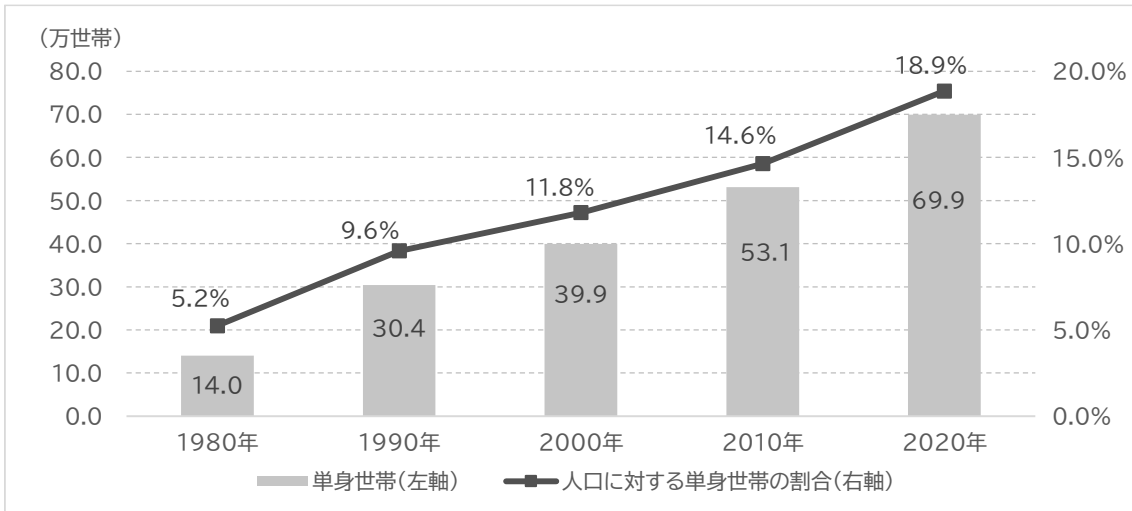


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2015年)

(2) 単身世帯の増加

- 横浜市では、単身世帯数が増加しており、1980年の約14.0万世帯から、2020年には約69.9万世帯と約5倍に増加しています。また、人口に対する割合も5.2%から18.9%へと約3.6倍となっています。

<単身世帯数と人口に対する単身世帯の割合(横浜市)>

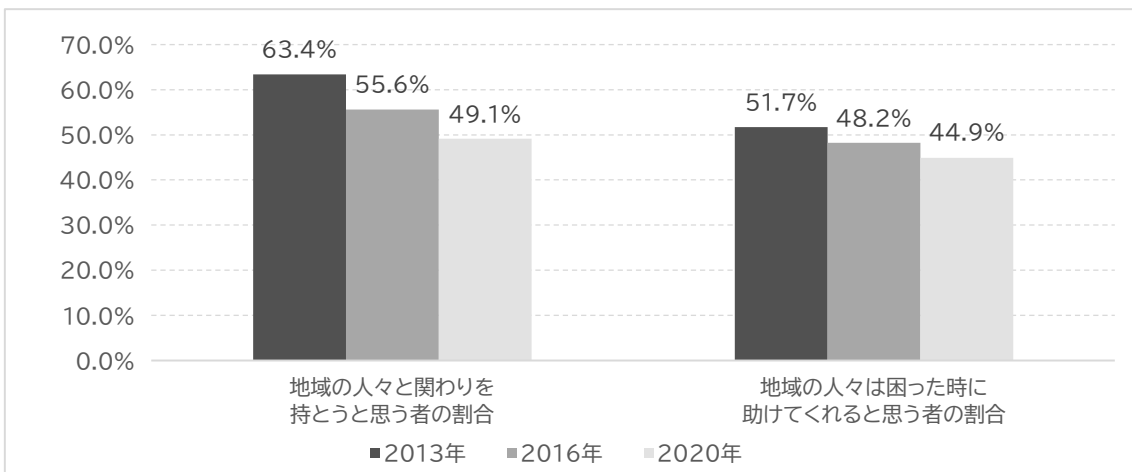


出典:国勢調査(総務省)

(3) 地域における「つながり」の希薄化

- 「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持とうと思う者の割合」と「地域の人々は困った時に助けてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。

<ソーシャルキャピタル^{※4}の状況>



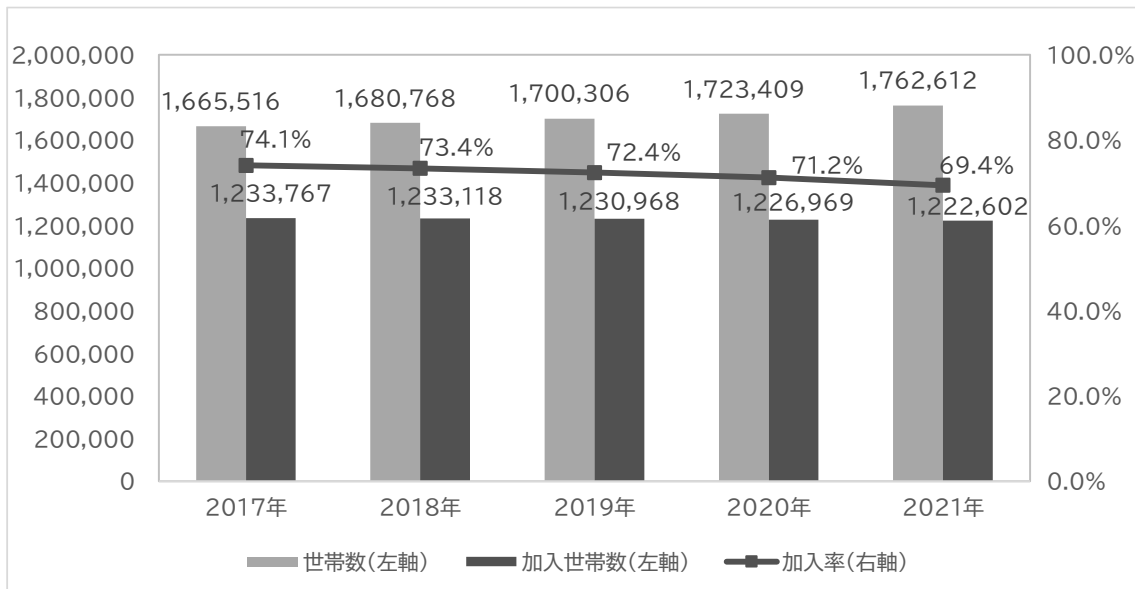
出典:健康に関する市民意識調査(健康福祉局)

※4 社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。

(4) 自治会町内会加入率の減少

- 自治会町内会の加入世帯数および加入率は、徐々に減少しています。

<自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移>



出典：自治会町内会実態調査(市民局地域活動推進課)

(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化

- 地区社協の実施事業数は、コロナ禍の影響もあり2020年度には「交流(イベントなどの単発な物)」や「居場所」「主催研修」などの件数が大きく減少しましたが、2021年度にかけては、全ての事業が増加しています。
- また、コロナ禍の状況をとりえ、各地域において様々な工夫がされており、個別世帯の見守りや地域全体の見守り(パトロール)の件数は、年々増加しています。

<地区社協の実施事業数>

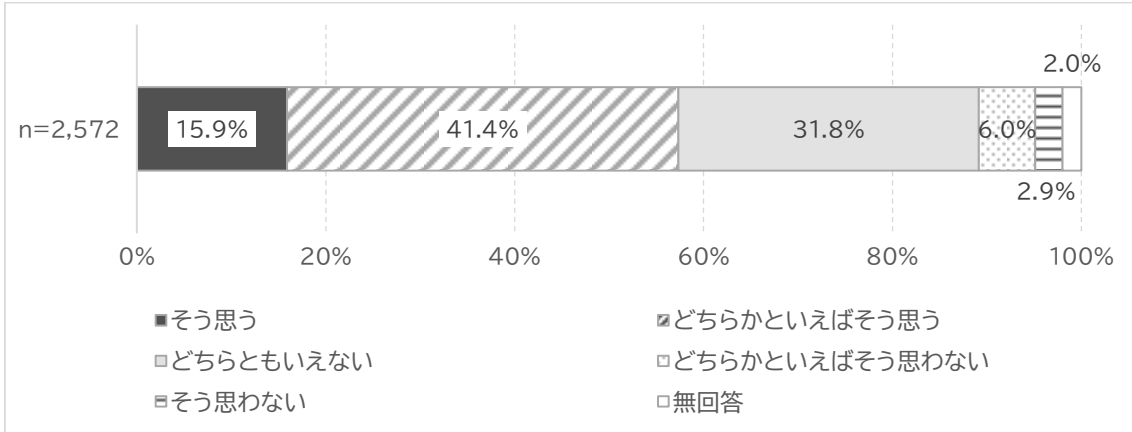
事業の種類	2019年度	2020年度	2021年度
個別世帯の見守り	277	288	324
地域全体の見守り(パトロール)	235	245	274
地域全体の見守り(支え合いマップ・要援護者マップなど)	223	144	148
交流(イベントなど単発な物)	755	228	278
居場所(サロン・子ども食堂など継続的なもの)	1,056	788	968
配食活動	85	77	84
主催研修	163	65	112
合計	2,794	1,835	2,188

出典：地区社協データ集(横浜市社会福祉協議会)

(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上

- ・ 市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問いへの回答をみると、「そう思う」が15.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.4%でした(合計:57.3%)。

<「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人の割合>

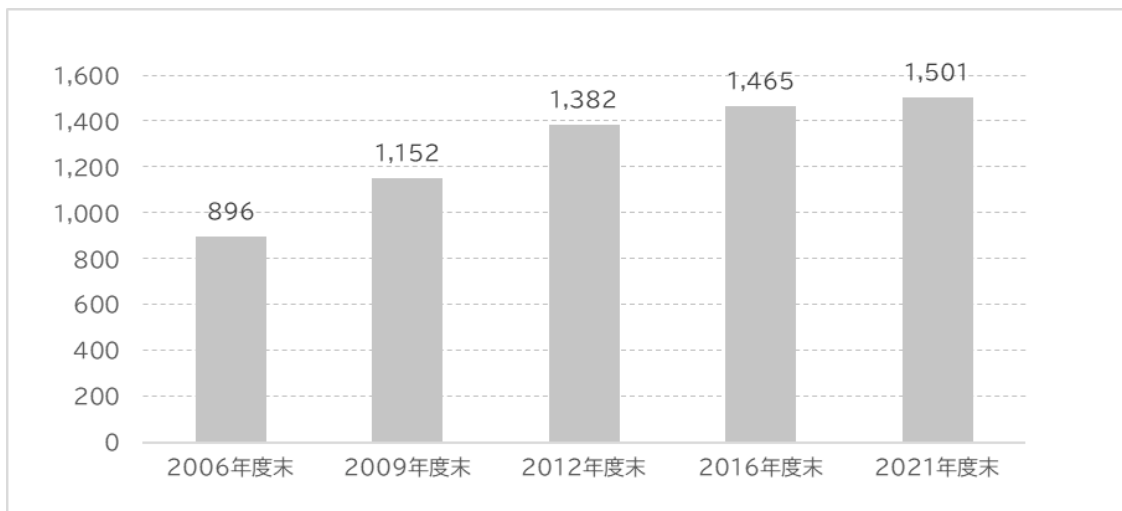


出典: 令和3年度市民意識調査(政策局)

(7) 市内の認証 NPO 法人の増加

- ・ 市内の認証 NPO 法人の数は、2006 年度から 2021 年度の 15 年間で約 1.7 倍に増加しています(896 法人→1,501 法人)。
- ・ 多様な主体による団体が増加しています。

<市内認証 NPO 法人の推移>



出典:市民局

3 横浜市のこれまでの取組

(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進

- ・ 地区別計画は、地区連合町内会単位で策定・推進されていますが、地区連合町内会の中でも地域が抱える課題などは様々です。したがって、地域の課題をより小さい単位である「自治会町内会単位」で捉え、住民が取り組む活動も自治会町内会を単位として実施されるものもあります。
- ・ 第4期計画では、自治会町内会圏域など、より身近な地域の活動を支援できるよう必要な支援に取り組みました。

(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援

- ・ 地区連合町内会圏域で策定される「地区別計画」の推進に向けて、区・区社協・地域ケアプラザ等で編成される「地区別支援チーム」が地区ごとに設置されており、地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していけるよう支援を行っています。
- ・ 地区別支援チームは、地区別計画・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進をすることが主な役割です。
- ・ チームメンバーは、それぞれが把握した地域の情報・課題を共有し、その解決に向けた取組について検討し、必要な取組を地区の住民に対して提案するなど、その活動を支援しています。

(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備

- ・ 横浜市では地域ケアプラザを「地域に身近な福祉保健活動の拠点」として位置付けており、日常生活圏域ごとに設置しました。
- ・ 地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、あらゆる層の人の相談を受け止めるとともに、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援し、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援しています。
- ・ 地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的に支援するとともに、地域の課題を明らかにし、地域住民とともにその解決に取り組んでいます。

4 第4期計画の振り返りと第5期に向けた課題

中間評価では以下の課題が抽出されました。今後の最終評価を踏まえて更新します。

- ①身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出が必要
- ②世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築が必要
- ③困りごとを相談しやすい環境整備が必要
- ④交流などを通じた、障害などに対する正しい理解の普及が必要
- ⑤支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化が必要
- ⑥学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組が必要
- ⑦一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出が必要

第3章

第5期計画の方向性

- 1 全体像と基本理念
- 2 目指す姿

1 全体像と基本理念

- ・ 計画の推進を通じて目指す全市に共通の目標像である「基本理念」、及びより具体的な方向性である「目指す姿」とその実現に向けた「推進のための取組」、さらに計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」は以下のとおりです。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

2 目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- 地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。
- どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- 交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- 人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気かけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気かけあい、支えあえる地域を目指します。

3. とともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いかわからない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気づいていても、どうすればよいか分からない」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

第4章 推進のための取組

- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
- 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
- 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

『第4章 推進のための取組』の見方

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

3つの「推進のための取組」ごとに全体の方向性を記載

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて…

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

全体の方向性をふまえた具体的な取組項目

<現状・課題>

- 自治会町内会や民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して世代を超えた、幅広い対象者を意識した…

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気に掛けあうような、緩やかな見守り知啓発<市>
- …

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気づき」を共有するために、地域住民が繋がるためのきっかけ…

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有…

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性や課題に応じた支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気づき、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進…

取組を以下の項目に分けて記載

【情報発信・啓発】
【連携強化・ネットワーク構築】
【事例・ノウハウの共有】
【人材育成・確保／体制強化】
【交流等の場の充実】

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー等、そのご家族への支援などに取り組みます。併せて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

<現状・課題>

- 自治会町内会や民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して世代を超えた、幅広い対象者を意識した地域主体の見守りの取組が進んでいます。
- その一方で、コロナ禍で急増した困窮者からの相談の背景に、困った時に相談できる相手がおらず、つながりが乏しい社会的孤立状態に置かれている人が多くいることも明らかになっています。
- まわりの住民は、身近に困っている人がいるということを知らなかつたり、異変に気づいてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず、抱え込んでいたりするという現状もあります。
- 困っている人が地域のなかで孤立しないこと、また、何らかのきっかけで困りごとを抱えた時に、安心して自ら支援を求めることができるよう、これまで取り組まれてきた見守り・支えあいの活動だけでなく、地域全体でお互いに気にかけてあうことのできる関係を広げていくことが大切です。
- 世代や障害、国籍等、様々な立場や背景を超え、身近な地域での日常的な「つながり」を通じた地域ぐるみの緩やかな見守り体制を構築していく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気に掛けあうような、緩やかな見守りが大切であることの周知啓発<市>
- 困りごとは多様であり、身近な地域にも困っている人がいるという視点を共有するための情報発信<市>
- 周囲の人の変化に気づいた時に、身近な支援者や支援機関、行政等につなげる大切さの周知啓発<市>
- 様々な支援機関・関係機関や当事者団体などの相談窓口の周知<市>
- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組、活動を知ってもらうためのPR<市>
- 社会的孤立等、地域と支援機関が協働して受け止め、解決していく必要のある課題の提示と取組推進の支援<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気づき」を共有するための地域住民がつながるきっかけづくり<市・市社協>
- 地域で様々な役割を担う人達が、困りごとを抱えている人を連携して見守る体制づくりに向けた支援<市・市社協>
- 認知症等の高齢者や障害のある人の外出中のトラブルや事故などを防ぐ、緩やかな見守り支援にむけた連携の仕組みづくり<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>
- 地域における見守り機能強化に向けた市域の取組の検討<市・市社協>
- 住民・企業・商店等を対象とした見守り活動に協力するサポーターの養成<市・市社協>
- 障害等への理解を深め、本人の意思決定と見守りを進めていくための取組の検討、拡充<市・市社協>

- 個別支援級の通学や余暇などの付き添い等をきっかけとした、身近な地域のつながりづくりの推進
＜市社協＞
- 災害時要援護者支援等を通じた、平時からの地域主体の見守り活動の支援＜市・市社協＞
- コロナ禍で顕在化した課題の解決に向けた住民の支えあいによる取組の継続・拡充支援
＜市社協＞

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気づき、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進
＜市社協＞
- サロン、お茶会、趣味活動等の様々な交流の場が、地域の見守りにもつながる意識の共有＜市＞
- 地域ぐるみで子どもを育てる場の充実＜市＞
- 日常の様々な活動の中で、認知症や障害のある人等と交流し理解を深める機会や場の創出＜市＞
- 防災訓練・美化活動等、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援＜市＞
- 立場や背景、価値観の違いなどを互いに尊重し、必要なときに支えあうことができる関係づくりに向けた身近な地域の中で日常的に交流できる機会、場づくりの推進＜市＞

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

<現状・課題>

- 地域での見守り活動などは、自治会町内会や民生委員・児童委員等関係者を中心に日常的な取組として行われており、それにより困りごとを抱えた人の気づきにつながっています。新型コロナウイルス感染症の影響下では、地域での日常的なつながりがあることで、身近な人の困りごと気づき、地域と関係機関が協力した食支援の取組などがありました。
- 地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー、ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決のためには、既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場合もあります。
- 課題の背景には、社会的孤立に起因する課題が隠れていたり、制度の狭間や複合的な課題により適切な支援に結びついていないなど、様々な要因が複雑に絡んでいることが考えられます。
- 支援が必要な人が、生活課題が深刻化する前に適切な支援につながるには、地域と支援機関・関係機関の連携した対応が必要であり、関係者同士や人と社会資源などをコーディネートする役割が重要です。また、困り事があった時に相談しやすい環境づくりも大切です。
- 複雑多様化した困りごとを抱えた人の支援は多岐にわたるため、地域住民や一部の機関だけでは支えきれないことがあります。
- 困りごとを抱えた人を支援する時に、一人で抱え込むのではなく、地域住民と関係機関が連携して受け止め、それぞれが得意なことや役割を発揮し、その人の暮らしに寄り添いながら伴走支援をすることが大切です。

取組のポイント

- ・ 困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
- ・ 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- ・ 支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- ・ 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

<取組>

情報発信・啓発

- 関係機関・活動団体等が、お互いの特徴や役割の理解を深めるための情報発信<市>
- 支援を必要とする人に早期に気づき、的確な支援につなげるために、行政や支援機関・関係機関の相談先の明確化や制度の周知、情報提供<市>
- 専門職を対象に、担当分野にとどまらず、まずは一歩踏み出し相談を受け止める意識の醸成<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 住民・住民組織と支援機関・関係機関等が連携・協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり<市・市社協>
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援<市>
- いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー等、複合的な課題への相談・支援体制の構築<市・市社協>
- 複合的な課題を抱えた人を支援するため、各地域の状況にあわせた地域住民と専門職による情報共有やネットワークづくり<市>
- 困っている人が、自分ひとりで抱え込まずに「助けて」と言える環境づくり<市>
- 地域で活動している人が課題を抱え込まずに安心して活動できるよう、活動者同士のつながりを意識したネットワークづくり<市>
- 事業・施策を通じた見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働<市>
- 移動支援や買い物支援等、ネットワークを構築して、課題を解決する取組につなげるための共通課題の共有<市社協>
- 区域を超えて取り組む課題の明確化と、その対応に向けたネットワークの構築<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 複合的な課題や困りごとを抱えている人への支援方法に関する事例の共有<市>
- 既存のネットワークを生かした、地域と支援機関の情報共有、課題解決事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 地域と支援機関・関係機関が課題解決に向けて連携して取り組んだ事例の紹介<市>
- 住民・住民組織と企業、NPO、施設、関係機関等、地域にある様々な主体による見守りの事例の集約や共有<市・市社協>
- 地域の状況に合わせた地域住民と支援機関との情報共有の仕組みづくりの推進<市・市社協>
- 地域住民と支援機関の連携による取組の更なる発展を目的とした事例発表の実施<市社協>
- 社会的孤立や生活困窮等、解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の共有<市社協>
- 地域活動における個人情報正しい理解、取り扱い・活用方法の周知<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる人材の育成<市>
- 地域をよく知る人等と一緒に、課題解決のポイントやノウハウについての研修や広報等による働きかけ<市>
- 関係団体・関係者に対する、連携の必要性やコーディネート力の向上を目的とした研修の実施(コーディネートの必要性や手法等)<市・市社協>

第4章 推進のための取組 | 身近な地域で支えあう仕組みづくり

- 地域と行政・専門職をつなげる関係機関におけるコーディネートの育成・強化<市>
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施<市>
- 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わるためのネットワーク化<市・市社協>
- 地域住民と関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討等について、区社協や地域ケアプラザの理解を深める人材育成<市社協>

交流等の場の充実

- 地域に関する様々な情報を共有し、関係者同士で意見交換できる交流の場づくり<市>

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

横浜市成年後見制度利用促進基本計画については地域福祉保健計画の一部として位置付け、第4期に引き続き、本計画の一部として一体的に策定・推進します。

権利擁護は、高齢者・障害のある人も含めたすべての人の権利を尊重し、自己実現・自己決定を支援していくことです。成年後見制度利用促進も含め、児童虐待や消費者被害など、個人の権利や利益が侵害されることがないように取組を進めます。

<現状・課題>

- 高齢化が進むことで、判断能力が低下したり、認知症を発症する人も増えています。また、精神保健福祉手帳や愛の手帳（療育手帳）を所持する人の増加傾向が続いています。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためには、権利擁護支援が必要です。
- 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組の中心的な役割を担う中核機関（よこはま成年後見推進センター）が設置され、成年後見制度利用促進の取組は少しずつ広がっていますが、制度利用が必要と見込まれるにも関わらず、実際に制度を利用する人は、まだ少ない状況です。
- 身寄りのない人や高齢者のみの世帯、また、虐待など深刻化、複雑化する課題を抱えた人も増加しています。認知症等で判断能力が低下した本人だけでなく、その家族を含めた支援を必要とする人の身近な関係者に、権利擁護支援や成年後見制度の理解を広げ、課題が深刻化する前に支援につなげていくことが必要です。
- 障害や認知能力の低下により判断能力が十分でなくても、状況に合わせた適切な支援を受け、能力を生かしながら、地域の中で安心して生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。そのためには、支援を行う支援機関・関係機関同士がお互いの役割を理解し、地域連携ネットワークを構築していくこと、また、支援を必要とする人の意向を尊重する意思決定支援が大切です。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす重大な権利侵害です。全国の児童虐待相談対応件数は増加が続いており、子育ての大変さを保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、社会全体で支えていくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- ・ 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
（横浜市成年後見制度利用促進基本計画）

<取組>

情報発信・啓発

- 幅広い市民に成年後見制度を知ってもらうための分かりやすい制度案内<市・市社協>
- 対象者に合わせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成<市・市社協>
- 身近な地域で権利擁護の取組や成年後見制度を知ってもらうための幅広い周知<市・市社協>
- 高齢者・障害のある人と接する機会の多い身近な支援者への制度理解の推進<市・市社協>
- 障害福祉における権利擁護支援についての普及啓発<市・市社協>
- エンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進<市・市社協>
- 意思決定支援と権利侵害の回復支援を基盤とした権利擁護に関する普及啓発<市・市社協>
- 詐欺被害等の相談も踏まえた、消費生活総合センターや警察とも連携した普及啓発<市・市社協>
- 「子どもの権利」「体罰によらない子育て」「ヤングケアラー」などに関する広報・啓発の推進<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 本人に寄り添った身近な地域での権利擁護支援チームの形成<市・市社協>
- 区協議会(成年後見サポートネット)を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築<市・市社協>
- 適切な制度運用や改善のための、中核機関を中心とした市域における連携強化<市・市社協>
- 適切な後見人等の選任・交代のための、司法、関係機関・団体等との連携強化<市・市社協>
- 後見人等を孤立させない権利擁護支援チームの形成や地域連携ネットワークの構築<市・市社協>
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援<市・市社協>
- 市「障害者後見的支援制度」等、本人の意向に沿った見守りネットワークの構築・拡充<市・市社協>
- 要保護児童対策地域協議会や横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議等子どもの支援に関する会議の開催<市>

事例・ノウハウの共有

- 区協議会(成年後見サポートネット)における事例検討など、関係者での課題分析や共有<市・市社協>
- 事例集などを用いた、支援者の共通理解を得るための意識の醸成と研修等の実施<市・市社協>
- 地域を基盤とした権利擁護支援の実践に関する集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 権利擁護支援に関わる相談支援機関のスキルアップのための研修の実施<市・市社協>
- 本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり<市・市社協>
- 意思決定支援のガイドラインの理念に基づいた支援体制の構築<市・市社協>
- 認知症や障害など本人の状況に応じた意思決定支援の推進<市・市社協>
- 成年後見人等として活動している親族(親族後見人)の支援<市・市社協>
- 地域で権利擁護を担う「市民後見人」の養成・活動支援・受任促進<市・市社協>
- 法人後見を担う団体や新たに法人後見を行う団体等への活動支援<市・市社協>

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置付け推進していきます。

生活困窮者支援は、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立など、その方の状態に応じた自立を目指しています。そのために、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、「支える・支えられる」ではない「相互に支えあう地域」の構築を本計画と一体的に推進します。

<現状・課題>

- 経済的な困りごとや生活の困りごとを抱えている人の多くは、社会的に孤立し、自ら必要な情報を取得したり、自ら声を上げ相談したりすることが困難な状況にあります。
- コロナ禍の影響など社会情勢の変化に伴い、顕在化した新しい相談者層の多様なニーズに適切に対応していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、比較的新しい制度のため、地域や支援機関・関係機関へ引き続き制度周知を行い、認識を深める必要があります。
- 困窮状態にある人は様々な課題を抱えているため、一つの制度や一機関だけで解決できないことが多く、複数の関係機関や地域の新たな社会資源同士がつながり、連携していく必要があります。
- 困窮状態にある人の「それぞれの自立」に向けた支援やつながりが途切れることがないよう、生活保護制度との切れ目のない一体的な支援を行うことが求められています。

取組のポイント

- ・ 複合的課題に対応するための多機関連携
- ・ 社会的孤立状態の予防、解消
- ・ 支援者の孤立予防
- ・ 「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 誰でも経済的困窮や社会的孤立の状態になりうることもあり、特別なことではないという意識の醸成と相談しやすい地域づくり<市>
- 困りごとを抱えながら自ら相談できない人に、身近な人(家族・親族・友人など)が、相談につなげる

ことができるよう、広く市民に向け様々な媒体を活用した制度周知や講座等を実施<市>

- 問題が深刻化・複雑化する前に自ら対応することができるよう、広く市民を対象にした各種支援制度の周知や講演会の実施<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 複合的課題や既存制度では解決できないニーズに対して、多機関で連携しながら支援するためのネットワーク構築<市>
- 困窮者施策をより効果的に進めるための課題共有や役割分担及び庁内関係部署の連携の促進<市>
- 身近なところで、支援が必要な人に気づき、必要な支援につなぐことができる「気づきのネットワーク」、及び身近な地域で見守り支えあうことができる「支援のネットワーク」づくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 包括的相談支援体制の実現に向け様々な関係機関と分野を超えて連携するための、支援事例や取組の共有<市>
- 市内関係者間における個別支援や地域づくりの好事例やノウハウの共有及び活用促進<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度、双方の強みを生かした自立支援実現のためのノウハウの共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 身近なところで支援が必要な人に気づき、必要な支援につなぎ、連携して支援する担い手を育成するための制度周知及び研修の実施（支援機関・関係機関、地域の支援者向け）<市>
- 対象者の属性に捉われず、複雑化・多様化したニーズを受け止め、庁内一丸となって支援するための人材育成及び庁内連携強化<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の間で、切れ目のない一体的な支援を行うための意識醸成及び人材育成<市>
- 公的サービスの利用だけでなく、地域資源へのつなぎや創出も含め、社会的に孤立している人の支援を実現できる人材の育成<市>
- コロナ禍における寄付を活用した支援や食支援などのノウハウを生かした、生活困窮に関連する課題解決に向けた取組の検討実施<市社協>

交流等の場の充実

- 一人ひとりに寄り添った、それぞれの自立の形を実現するためのサポート（様々な形の社会参加の実現）<市>
- 社会的に孤立している人が、人とつながることのできる多様な場の創出<市>

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

<現状・課題>

- 市内には 253 の地区連合町内会、256 の地区社協、263 の地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）（R4.4.1 現在）が組織されており、これまで身近な地域における見守りをはじめとした様々な取組を積み重ねてきました。
- 自治会町内会の加入率の低下や、民生委員・児童委員をはじめとした委嘱委員の充足率の低下が見られます。また、団体によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の縮小・休会・解散などがあり、地域のつながりや交流の機会が持ちづらくなっています。
- 地域には、特定のテーマ（目的）や課題の解決に取り組む団体、障害当事者団体等、様々な団体が活動しています。課題として、メンバーの減少や高齢化により思うように活動ができない、必要としている人に情報が届かない、活動資金の不足によって継続が難しいなどの声があります。

取組のポイント

- ・自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- ・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- ・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

<取組>

情報発信・啓発

- 新たな取組を始める際の活動に関する支援制度について、市役所関係局課の連携による周知<市>
- 事例を用いて、誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果の集約と発信<市社協>
- 地域活動団体支援の一環となる共同募金等の周知<市社協>
- 地域にある様々な活動団体情報の発信<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 高齢者、障害のある人、子ども・若者等の地域の活動団体が、分野を越えて連携し、顔の見える関係性を構築するための支援<市>
- 他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案<市>
- 地域で活動する関係組織・団体の継続・拡充に向けた連携支援<市社協>
- 区域を越えて活動する団体の連携・協働による課題解決の場づくりや協働事業の提案<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等による、地域の主体的な取組の立ち上げ・継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法等、支援策の提供<市>
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性の「地区社協のてびき」等への反映、方針の策定<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化に関する事例の集約と発信<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた人材確保事例の共有と発信<市社協>
- 活動の組織化における支援事例の集約と発信<市社協>
- 身近な地域福祉保健活動団体同士による連携・協力といった事例の集約と情報発信<市社協>
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の充実<市・市社協>
- 各種地域活動の役割を補いあえる人材の確保に向けた支援<市>
- 既存の活動時間や内容に捉われない、働く世代が地域活動に参加しやすい体制づくり<市・市社協>
- 関係組織・団体のデジタル技術の有効活用の推進<市>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「ネットワーク機能を生かして困りごとを抱える人を支える」という地区社協の目的・方向性の共有<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化の方針に関する区社協及び地区社協向け研修<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた地区社協支援<市社協>
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信<市社協>
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し<市社協>

交流等の場の充実

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等の地域の活動団体と行政や関係機関がお互いの強みを生かし協働する場の創出<市>
- 各種制度や枠組みを超えた取組の検討のための場づくり<市>

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

<現状・課題>

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- 地域と社会福祉法人・企業等が連携した取組が広がっていますが、コロナ禍の影響を受け、今までの取組が思うように進められなくなりました。
- 子どものころから地域とつながることにより、地域に愛着を持ち、地域ぐるみで子育てをしていく風土づくりへとつながることから、学校を核とした地域づくりの視点が重視されています。
- 多様な主体が地域のニーズや連携先の強みを生かした取組を行うためには、支援機関のきめ細かな支援が必要であり、単発的な取組から継続的な連携を通じた地域づくりへと広げていくことが求められています。
- 地域課題解決に向けた取組に、多様な主体がそれぞれの役割や特徴を生かして、参画できるような支援機関によるコーディネートが必要です。また、様々な活動団体や活動者がつながる交流の機会や場をさらに増やしていくことで、互いに気軽に相談できる関係づくりを支援していくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- ・ 地域と学校の連携・協働の推進
- ・ 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

<取組>

情報発信・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性の周知<市>
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知<市社協>
- 企業・商店等へ向けた地域の課題、必要な支援についての情報発信<市>
- イベントなどを通じた子どものころから地域に興味・関心を持ってもらうための情報発信<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域課題の解決に向けた地域、社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等のコーディネート<市社協>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等の強みを生かした社会貢献のコーディネートと先駆的な取組の実践<市・市社協>
- 地域と学校、関係機関が連携した、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等への対応に向けた検討・対策の実施<市・市社協>
- 多様な主体が連携し、継続的に取組が進められるよう、支援機関によるコーディネートの促進<市>
- 地域の課題共有や解決の検討に向けた区社協と会員施設の連携強化支援<市社協>
- 寄付の仕組みを生かした多様な主体による課題解決へ向けたコーディネート<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進に向けた、課題の整理と提案<市社協>
- 学校・市民利用施設・社会福祉法人、企業・商店等、それぞれの特徴を生かした地域での活動事例の集約と発信を通じた地域づくりの方向性や視点の共有<市社協>
- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による、多様な主体と地域がつながるための取組支援<市>
- 各地域に向けて多様な主体が既に協働している先進事例を周知する場の提供や周知方法の検討・実施<市>
- NPOと地域、関係機関等が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信<市社協>
- 市社協の会員組織としてのネットワークなどを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じた視点・取組の方向性の共有ノウハウの集約<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 社会的な課題や地域課題の解決に向けた住民と企業が連携した取組等、多様な主体の連携に関する新たな事業の試行実施<市社協>
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラー等の学齢期の課題対応に向けた、地域と学校、関係機関による検討と対応策の実施<市・市社協>
- 課題や地域ニーズの把握と多様な主体の活動をマッチングできるような人材・団体の育成<市>
- 市社協の会員施設や団体と連携した福祉人材の確保・育成支援<市社協>

交流等の場の充実

- 地域協議会の設置、開催を通じた社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の提供<市>
- 様々な活動団体や活動者がお互いの強みや経験を知る、つながる交流の機会や場づくり<市>

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

<現状・課題>

- 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関は、地区別支援チームを組織し、各職種の専門性を生かして地区別計画の策定・推進に関わり、地域を支援しています。
- それぞれの支援機関の総合力を発揮して住民・関係機関等との協働による課題把握・解決への取組を進めています。
- 地域における生活課題は複合化・複雑化しているため、区役所・区社協・地域ケアプラザ等において一層連携・協力し、解決を図ることが大切ですが、共有・検討・解決を図る場づくりは十分とは言えない状況です。
- 支援機関は、目指す地域像を共有し、その達成に向けて各機関が果たすべき役割を確認しながら、地域を継続的に支援する体制づくりが引き続き必要です。

取組のポイント

- ・ 地域特性をふまえた地域支援の推進
- ・ 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- ・ 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

<取組>

情報発信・啓発

- データ活用の推進など、住民や関係機関が協働により地域課題を解決するための基盤を構築<市>
- 生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性について、講座等で周知<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 区役所・区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題の対応事例の共有<市・市社協>

第4章 推進のための取組 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と共有
＜市・市社協＞
- 区役所・区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信＜市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し＜市社協＞
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に有効活用していくための手法の提示＜市社協＞

人材育成・確保／体制強化

- 支援機関が、地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の実施＜市・市社協＞
- 職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施
＜市・市社協＞
- 地域のニーズに合わせた地域ケアプラザの機能の検討＜市＞
- 複合化・複雑化する課題に対する支援機関としての解決策の検討と施策化＜市・市社協＞
- 地区別支援チームの総合力を発揮し、個別支援と地域支援を一体的に進めるための視点の共有
＜市・市社協＞
- 多機関連携により支援が必要な人を地域につなげる意識の醸成と情報の共有＜市＞
- 地区別計画の策定・推進支援のための研修、会議等の実施＜市・市社協＞
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向付け・支援＜市社協＞

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体の方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

<現状・課題>

- 誰もが自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの立場や背景を踏まえて、それぞれの生き方や存在を相互に理解し、尊重しあえる意識をより一層高めていくことが大切です。
- 障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景のある人に対する偏見や差別があることで助けを求めにくい状況や、家族が抱え込んでしまっている状況があります。
- 福祉教育や啓発活動を通して、多様性の理解や困難な状況にある人を受け止める地域づくりが進められていますが、生きづらさの背景は多様化かつ複合化しており、より多くの人に理解を広めていく必要があります。
- 障害当事者同士や団体、相談支援機関の交流やネットワークは広がりつつあるものの、障害によるコミュニケーションの難しさもあり、障害のある人の中にはつながりが希薄であると感じている人もいます。
- 同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、補いあえる関係性が育まれていくことが大切です。

取組のポイント

- ・ 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- ・ 日常のつながりの中での相互理解の推進

<取組>

情報発信・啓発

- 学校での多様性の理解につながる周知、啓発<市>
- 地域住民の多様性の理解につながるような活動等の周知<市>
- ソフトとハードが一体となった地域づくりの推進、多様性を尊重し、安心して自由に生活できる福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進<市>
- 困ったときに、互いに支えあう関係づくりを構築できるよう、市と区の連携による関係機関や地域に向けた啓発<市>
- まちづくり等、福祉保健に限らず関連する他分野と連携した地域づくりの推進と支援制度の周知<市>
- 障害への理解の促進と活動機会の拡充に向けた、障害者施設等の自主製品販売や作業受注に関する情報発信<市・市社協>
- 障害のある人等の当事者講師による理解促進の取組拡充<市社協>
- 多様性への理解を促進するための啓発ツールの作成と頒布<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 国際交流ラウンジ、市民協働推進センター、市民活動・生涯学習支援センター、市民利用施設等の様々な社会資源と関係機関等の多文化共生と地域福祉のつながりを意識したネットワーク構築<市>

事例・ノウハウの共有

- 多様性への理解を促進するため、安心、安全に地域活動を続けられる工夫等の取組事例の共有<市>
- 多様性への理解を促進するプログラムの検討と運用方法の提案<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の中で高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等との出合いやつながる機会の創出<市・市社協>
- 障害への理解を進めるため、障害のある人等による当事者講師の養成<市社協>

交流等の場の充実

- 同じ悩みを持った人や仲間とつながる場の提供<市>
- 多様性を理解しあう関係づくりに向けた、障害のある人等との共通体験の場の拡充<市社協>
- 世代や障害、国籍等様々な人が、立場や背景を超えて参加できる緩やかな場の創出<市>

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

<現状・課題>

- 就労地と居住地の分離や、世帯の少人数化などにより、地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化しています。日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域で知りあい、つながる仕掛けや働きかけが必要です。
- 令和元年度横浜市市民意識調査では、何かの形で社会に役立つことをしたいと考える人が6割近くいる一方、参加している地域活動が「特にない」と回答した人も約6割となっています。多くの人が自分が出来る範囲で地域福祉活動に関わる機会を増やし、地域のニーズとつなげ、誰でも社会貢献ができることを改めて発信していくことが求められています。
- 横浜市の在住外国人は10万人を超え、今後さらなる増加が見込まれます。就労や地域活動などに取り組みたいと考える外国人も多く、地域を支える存在になれるような環境整備が求められています。
- コロナ禍においては、SNSによる情報発信やオンライン会議等といった新たな方法によるつながりづくりが生まれました。また、身近なつながりや支えあいが途絶えないよう、地域で培ってきた取組の意味を再確認する動きもありました。さらに、これまで地域活動をしていなかった人も、寄付などを通じた新たな参加が生まれました。
- 市内では趣味やスポーツ等、様々な生涯学習・市民活動が行われています。身近な地域で交流し、つながることは、地域の課題や変化に気づききっかけになります。気づきを自分事として捉えて、出来ることから取組を広げることで、自分の居場所や生きがいが見つかり、支えあう地域へとつながっていきます。様々な活動の中にある福祉保健活動としての要素を大切にする必要があります。
- 多様な世代が身近な地域でつながっていくためには地域で子どもを育てるといった視点を重視し、子どもの頃から地域とつながるきっかけづくりが必要です。また、乳幼児期から学齢期・青年期、働く世代、高齢者や障害のある人、一人ひとりの状況や価値観に合わせた多様なつながりのきっかけづくりが求められています。
- 地域活動の担い手不足や多様化する地域課題に向き合うため、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野を広げていく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- ・ 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- ・ 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- ・ 子どものころから地域とつながるきっかけづくり
- ・ 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

<取組>

情報発信・啓発

- 地域の支えあいの取組や福祉保健活動の趣旨の地域住民・関係機関・団体への発信・啓発<市社協>
- 地域福祉保健計画の理念、目指す姿の広報・啓発<市>
- できる事から気軽に参加できる活動の情報発信<市>
- 一人ひとりの価値観や生活状況にあった多様な選択肢のある地域活動について情報発信<市>
- 趣味やスポーツ等の実施内容をはじめ、曜日や時間帯、所要時間等、きめ細かな参加メニュー情報の集約・提供<市社協>
- デジタル技術を活用した幅広い世代に向けた地域活動の情報発信<市>
- 地域学校協働本部、学校・地域コーディネーターの目的や役割について地域住民、関係機関・団体へ理解の促進及び周知<市>
- あらゆる人に役割や出番があるといった地域づくりの方向性の発信<市社協>
- 寄付を身近に感じ、多くの市民が参加したいと思える寄付文化の醸成に向けた取組<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 乳幼児、小中高生、若者、妊婦、子育て世代等が地域とつながるための、地域子育て支援拠点、青少年の地域活動拠点、保育所、幼稚園、学校等と地域が連携した取組の推進<市・市社協>
- 地域と学校、社会福祉法人、企業・商店、NPO 等のつながりづくりの支援<市>
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が協働し、より良い地域社会を実現するための支援策の推進<市>
- 学校・地域コーディネーター等の機能を生かした、小中高生の地域の活動への参加の促進<市>

事例・ノウハウの共有

- 誰もが役割をもって主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果、事例の集約と共有<市社協>
- 自身の興味関心が社会参加や自らが地域活動の担い手になることへとつながる環境づくりに関する情報の集約と発信<市社協>
- 趣味や生きがい活動と福祉保健活動を一体的に進める取組事例の集約と共有<市社協>
- 職業上の得意分野を生かした地域貢献活動の取組事例の共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 社会参加や地域貢献に関する市民向けの研修、ワークショップ等の開催<市>
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施<市・市社協>
- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案<市社協>

- 職業上のスキルや専門知識を生かした人材の活用<市>
- 市民活動・生涯学習支援センターの地域課題に合わせたコーディネート機能の強化<市>
- 趣味や特技等を生かして、地域活動に関わってもらえるような地域の人材とのつなぎ役の育成<市>
- 子どもの居場所に関する団体・関係機関への活動支援、研修等の実施<市・市社協>
- 学校・地域コーディネーターの養成講座の実施と学校への配置<市>

交流等の場の充実

- 乳幼児から高齢者まで幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な人が個人の状況、価値観に合わせて、誰もが参加しやすく地域とつながりを持てるための多様な交流の場や機会の創出<市・市社協>
- 防災訓練等の地域の活動・行事への高齢者、障害のある人、妊婦、子ども、外国人等、様々な状況にある人の参加・参画の促進<市・市社協>
- それぞれの活動の特徴を生かしながら多世代交流や見守り等につなげられるような可能性の検討、活動の支援<市・市社協>
- 地域活動の新たな手法、デジタルの活用へ向けた支援<市>
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペース等、子どもの居場所の実態把握と拡充支援<市・市社協>

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

<現状・課題>

- 健康づくりの活動は、世代を超えて身近な地域で広がり、市民の社会参加の機会となり、生きがいにもつながっています。
- コロナ禍の影響で地域の健康づくり活動の場や機会が減少し、心身の健康状態の低下や社会的孤立の増加が懸念されました。日常の人とのつながりを通じた健康づくりの重要性が再認識されました。
- 健康に関心がない人や、地域とつながりのない人へ健康づくりの働きかけが届きにくい現状があります。人と人のつながりを通じて、身近で気軽な健康づくりの活動を多くの市民に広めていく必要があります。
- 病気や障害のある人もない人も、すべての人が、一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごせるための環境づくりが必要です。
- 人と人のつながりを通じた健康づくりの推進の意識の醸成は、徐々に広まりつつありますが、さらに多くの住民に意識の定着を図り、健康づくりの活動を広げていくことが必要です。
- うつ病、依存症などこころの病気に対する誤解や偏見をなくしこころの健康の保持増進に努めていけるよう環境づくりが必要です。

取組のポイント

- ・ 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- ・ 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- ・ 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

<取組>

情報発信・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、学校、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 身近な場所で気軽に参加できる健康づくりに関するイベント、講座等の情報の周知<市>
- 地域で健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容の周知<市>
- 気軽に参加できる交流の場、イベント等の場所での健康づくりに関する情報の普及・啓発<市>
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診、歯科健診等の定期的な受診の勧奨<市>
- 様々な分野の活動者に向けた、地域でのつながりを通じた健康づくりの考え方の広報・啓発<市>
- 障害等の状態に合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 市民へ向けた、人とつながりを保つこと、普段の生活の中で生きがいや楽しみを見つける事の重要性の周知・啓発<市>

- こころの健康について症状が深刻化する前の段階での見守りや相談・受診につながるように、地域での理解の促進<市>
- 自殺対策、依存症対策についての市民に向けた広報・啓発<市>
- SNS など様々な手法を活用した若い世代への健康情報の普及啓発<市>
- 災害、感染症等の予期せぬ危機的な事態でも健康を維持するための行動、備えの啓発<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域での仲間づくりを通じた健康づくり活動の組織化支援<市・市社協>
- 地域の活動者、企業、商店街、医療機関、教育機関、関係機関等との連携を通じた幅広い世代や様々な状況の人への健康づくりの推進<市>
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の、地域や様々な分野の活動団体や関係機関同士のつながりづくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 地域と学校、関係機関、企業等の具体的な健康づくりの取組事例の紹介<市>

人材育成・確保／体制強化

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等、健康推進に関わる団体・関係機関、地域住民への健康課題の変化や地域の課題についての情報提供や研修等の実施<市・市社協>
- 健康づくりに関わるグループ、団体の活動継続の支援<市>

交流等の場の充実

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員、地域活動団体と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進<市>
- 老人クラブ(シニアクラブ)や地域の親子の居場所等と連携した健康づくり講座の推進<市社協>
- デジタル技術を活用した健康講座や交流の場の開催<市>

第 5 章 推進体制

1 推進体制

2 計画推進の視点

Ⅰ 推進体制

① 策定・推進委員会【附属機関】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の推進・評価に関する検討及び決定を行います。

② 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会【市社協との連絡調整会議】

横浜市と市社協が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

③ 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

2 計画推進の視点

社会情勢や家族機能の変化等を背景に生活課題が複雑・多様化する中で、社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題など、一人ひとりの状況に合わせて包括的に対応していくことが求められています。

地域福祉保健計画は、高齢者、障害のある人、子どもといった分野別計画を横断的につなぎ、地域の視点から共通する理念、取組推進の方向性を示し、地域における暮らしの充実を目指すものです。誰もが孤立することなく、一人ひとりの困りごとを受け止め、支えあう地域づくりに向けて、地域福祉保健計画の推進を通して、支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点」として整理します。

(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する

地域においてこれまで築いてきた身近な支えあいを継続しさらに高めていくためには、地域の課題に気づき解決するまでの過程において、地域住民の主体的な参画が不可欠です。暮らしの中での変化への気づきや、生活の延長線上での声かけ、気かけあいといったことは、同じ地域に暮らしているからこそできるものです。

支援機関は、そうした地域住民の主体性を大切にしながらも、住民任せとせず、地域とともに課題や目指す姿を共有し、合意形成をはかりながら、解決に向けて主体的に取り組みます。

また、横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるような働きかけていきます。

(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える

なんらかの「支え」が必要になっても、これまでの生活やつながりを途切れさせることなく自分らしく暮らしていくためには、地域との関係性の継続・構築も踏まえたうえで、制度やサービスと地域住民の支えあいを一体的に捉えて支援する必要があります。また、地域共生社会の目指す、支え手・受け手を超えた双方向の関係性は、これまでの暮らしの中にこそ、その人なりの強みや出番につながるヒントがあります。

一人ひとりの価値観やどのように暮らしていきたいのかという思いに着目し、これまでの暮らしやつながりを大切にします。

(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

地域では、様々な創意工夫により、数多くの支えあいの取組が生まれています。しかし、地域で新たな取組を始めようとしたときに、既存の制度や規制により、思うように進められないといったケースもあります。

また、社会の変容や生活課題の複雑・多様化により、これまでの支援制度では解決できない課題が増えています。

支援機関は既存の制度や業務の枠組みの中で捉えるのではなく、課題解決に向けて、各組織内、関係機関との連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、施策化や事業化も含めて、粘り強く取り組みます。

横浜市健康福祉局福祉保健課



令和5年4月発行

横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-3428

FAX 045-664-3622

Eメール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

ウェブサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hoken>

[keikaku/](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hoken)

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会



令和5年4月発行

横浜市中区桜木町 1-1

電話 045-201-2090

FAX 045-201-8385

ほら、
よこはまは
あったかい

Eメール kikaku@yokohamashakyo.jp

ウェブサイト <https://www.yokohamashakyo.jp/>

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



きりとり線

ご意見欄

期間:令和5年6月27日(火)まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター

ちふくちゃん

パブリックコメントを実施します。 皆様のご意見をお聞かせください。

第5期横浜市地域福祉保健計画(素案)へのご意見を募集します。

いただいたご意見は、今後の計画策定や地域福祉保健関連の施策に関して参考にさせていただきます。

※ ご意見をとりとめたものを横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会へ報告します。
同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

提出方法 ①電子申請システム、②電子メール、③FAX、④下のはがき

ご意見のあて先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp



きりとり線



料金受取人払郵便



差出有効期間
令和5年7月
31日まで

(郵便切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

<受取人>

横浜市中区本町6-50-10

※このはがきは使用できません。



氏名

住所(区名まで)

区

年代

- | | | | |
|---|--------|---|--------|
| 1 | 20歳未満 | 2 | 20~39歳 |
| 3 | 40~64歳 | 4 | 65~74歳 |
| 5 | 75歳以上 | | |

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードから
アクセスしてください。



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>

②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。
(切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえで
お送りください。

・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。
また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方
等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公
表させていただきます。

個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては
個人情報保護法に従って適正に管理します。

区連会 資料 2-3

旭 総 第 271 号
令和 5 年 5 月 18 日

地区連合自治会町内会長 様

旭区長 権藤 由紀子

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施について（お知らせ）

日頃から、横浜市政の推進に格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づく基幹統計調査である住宅・土地統計調査を総務省所管により実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

調査の概要について

（1）調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目にあたります。

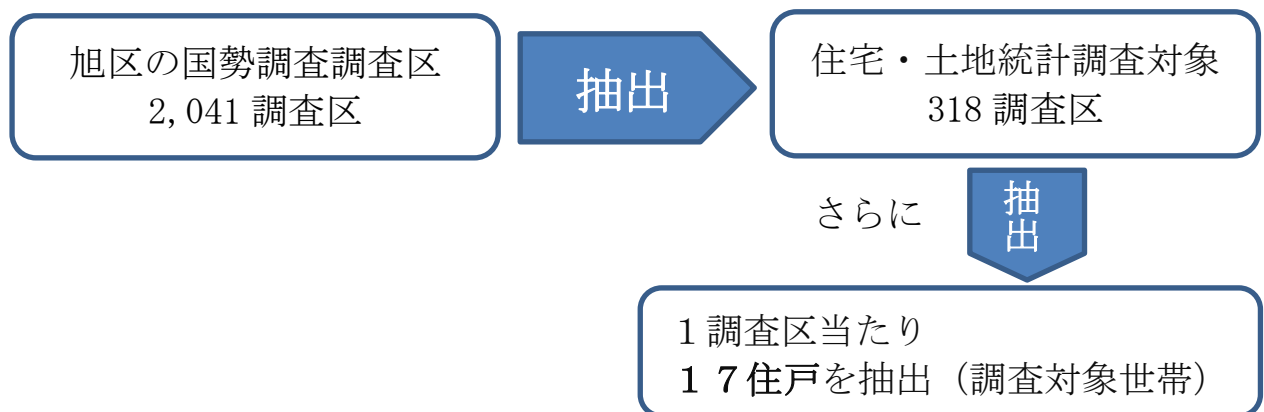
本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態を明らかにします。また、住環境対策として空き家対策の重要性が高まっていることから、空き家の所有状況を含めた住生活の実態を把握することも目的としています。

（2）調査期日

令和 5 年 10 月 1 日

（3）調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 6 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査単位区（50 住戸前後）から 17 住戸を無作為抽出して調査します。



【参考】 17世帯×318調査区→5,406世帯が対象となります。

旭区全世帯（107,996世帯(R5.4.1時点)）の約20分の1にあたります。

裏面あり

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
- 建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
- 年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

- 所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

- 所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

- ア 横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例の制定の基礎資料
- イ 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料
- ウ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査区の確認）、調査のお知らせの配布
- ・ 9月23日から30日 調査票の配布
- ・ 10月1日から9日 調査票の回収

※オンライン又は郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。

- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、①インターネットを利用したオンライン回答、②郵送による提出、③世帯の任意封入による調査員による回収のいずれかの方法となります。

(8) オンライン回答の推奨

オンライン調査は、世帯の負担軽減や回答に当たっての利便性向上に加え、集計作業の効率化や迅速化、集計結果の正確性の向上に繋がります。簡単・便利なオンライン回答をぜひご利用ください。

インターネット回答のメリット

- 画面の誘導に従うことでスムーズに回答できます。
- 期間中はいつでもご都合のよい時間に回答できます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末から回答できます。

皆様の回答は守られています

- 不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。



(問合せ) 旭区総務課統計選挙係
電話 954-6012・3

令和5年度 横浜動物の森公園の中央道路整備について

横浜動物の森公園未整備区域では、中央道路の整備を公園整備の一環として進めています。令和5年度の整備予定についてご報告します。引き続き事業を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1 令和4年度の進捗

(1) 中央道路の整備

整備に向けて設計等の資料作成を行い、道路管理者や交通管理者等関係機関との協議を進め令和5年度整備着手に向けた予算調整を行いました。

(2) 軟弱地盤対策

中央道路の整備に必要となる北側臨時駐車場周辺の軟弱地盤対策として、安全確保のための対策工法を検討、対策工事の準備を進めました。

2 令和5年度実施予定

(1) 軟弱地盤対策工事

北門駐車場北側の臨時駐車場において地盤改良を行うことにより、中央道路を含む軟弱地盤全体の安定化を図ります。工期は2か年程度となる見込みです。

(予定：令和5年9月～令和6年3月、
次年度は別途発注)



想定施工範囲



施工のイメージ

(2) 工事用道路の整備工事

北門駐車場から工事用道路を整備するために準備工に着手します。

(予定：令和5年12月～令和6年3月)

(3) 地質調査

中央道路のトンネルや、擁壁、盛土の設計に必要な地質調査を行います。

(予定：令和5年5月～8月)

(4) 中央道路詳細設計

造成工事などの詳細設計を進めるとともに、周辺交通への影響も含め、道路管理者や交通管理者等関係機関との協議を進めます。

(予定：令和5年6月～令和6年3月)

担当：環境創造局公園緑地整備課 担当課長 菅谷 浩明

電話：045-671-2684 FAX：045-671-2724

〔令和5年度実施予定箇所〕



横浜市中期計画2022～2025

「横浜市中期計画2022～2025」において、2040年頃の横浜のありたい姿「共にめざす都市像」の実現に向け、全ての政策分野の基軸に据える上位指針としての基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に加え、9つの戦略と38の政策等を取りまとめました。

◇共にめざす都市像

「明日をひらく都市（OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA）」

◇基本戦略

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」



中期計画HP



皆様のご意見をお聞かせください

意見募集期間 令和5年6月19日（月）まで

こども自然公園は、横浜の公園の中でも大きな面積を有し、大池を中心とした丘陵地にゆったりとした良好な自然が残され、四季折々の景観を楽しめ、とりでの森（大型遊具）、バーベキュー場、自然体験施設、ちびっこ動物園、野球場、青少年野外活動センターなど、数多くの施設が整備され、地域の方々をはじめ、近隣の他都市からも利用が多い公園です。また、「本宿の大池」として親しまれていたことから、現在でも別名「大池公園」と呼ばれています。

近年では、民間事業者と連携したイベントが実施されるなど新たな利用が進む一方で、多様な施設やイベント等を効果的に活用すること等や、相鉄線とJRや東急線の相互運転による周辺地域の変化に呼応することで更に魅力的な空間となること等が期待されています。

また、横浜市中期計画2022～2025では、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、横浜に関わる様々な人・団体の皆様と共に、横浜の受け継ぐ多様な魅力を更に高め、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指し、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環へつなげていくこととしています。このような状況の中、横浜市では横浜市中期計画2022～2025、横浜市水と緑の基本計画等を踏まえ、公園の抱える課題の解決を含めた魅力アップを目指し、こども自然公園の将来像を示したパークマネジメントプランの策定を進めます。

策定にあたり、こども自然公園の現状と課題の考え方を整理しましたので、皆様のご意見を募集します。ご協力くださいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。



こども自然公園 位置図

こども自然公園の主な担い手

団体名	運営施設や活動場所
(公財)横浜市緑の協会	バーベキュー広場、売店、駐車場、万騎が原ちびっこ動物園
(公財)横浜市スポーツ協会	青少年野外活動センター
(NPO法人)こども自然公園どろんこクラブ	教育水田、里山・畑（自然体験施設）
こども自然公園第二広場愛護会	自由広場

切り取り 郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局 承認

231-8790

9181 005

差出有効期間 令和6年3月31日まで (切手不要)

横浜市中央区本町6丁目50番地の10

環境創造局 公園緑地管理課 行

こども自然公園パークマネジメントプランについてご意見をお聞かせください。

募集締切 令和5年6月19日(月)まで

応募方法

- 次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。
- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX：045-352-3086 北部公園緑地事務所 あて
- ③電子メール：ks-hokubukouen@city.yokohama.jp
- ④持参：受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e8fe9b92-51d4-43f1-97d1-bf14081e111e/start>

お問合せ

横浜市環境創造局 北部公園緑地事務所
電話番号：045-353-1166



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

パークマネジメントプランとは

パークマネジメントプランの目的

公園の魅力アップにつながる利活用を進めるにあたり、公園の立地特性、基本的性格、利用状況、課題等を踏まえ、公園の目指すべき将来像を地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）となる皆様と共有するために策定するものです。

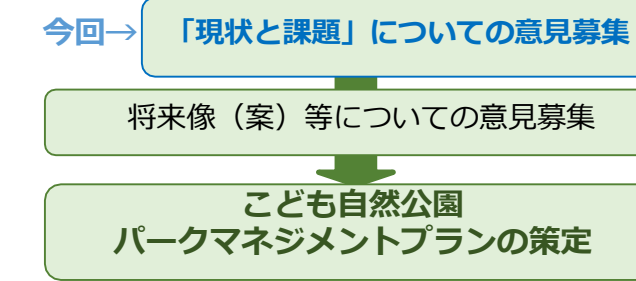
プラン策定の進め方

基本となる考え方

公園の目指すべき将来像を地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）となる皆様と共有しながらプランを作成します。

策定の方法

以下のプロセスによる策定を予定しています。



こども自然公園パークマネジメントプランの策定に向けた「現状と課題」等について

1.現状

基本的性格

- 未来を担う子どもたちが豊かな自然の中で遊び、活動する場
- 「緑の10大拠点」として緑をまもり・育てる
- 防災・災害対応（広域避難場所として位置づけ）
- 地域の活動の場（コミュニティの醸成）
- 広域のレクリエーション需要に供する公園（広域公園）

立地特性

- 丘陵地に位置し貴重な緑の拠点を形成
- 周辺は、住宅地が中心

周辺地区の動向

- 相鉄線とJRや東急線の相互運転による周辺地域の変化に期待
- 最寄り駅である二俣川駅の再開発事業が2019年に完了

2.課題

○ 多様な施設の効果的な連携

施設管理者間の、情報発信の方法などのさらなる連携が求められます。

○ 休日のインフォメーション機能の充実

事務所閉所日の園全体の休日の案内などの充実が求められます。

○ イベントの効果的な活用や効率的な運営

指定管理者や区の共催事業などイベントの効果的かつ効率的な活用が求められます。

○ 冬季等や平日の公園の活性化

閑散期の利用者増加につながる公園活性化の方策が必要です。

○ 高木の適正管理や生物多様性の観点による管理の充実

サクラやクツワムシなど動植物への配慮が求められます。

○ こどもが主役となって楽しめる公園づくり

次世代を担うこどもの「あそびのふるさと」となる整備や運営の継続が求められます。

○ 草地広場を含めた未整備エリアの活用

未整備のエリアで新たな魅力となる整備、運営が求められます。

○ 売店等の老朽化

建て替えなど機能の見直しを含めた早急な再整備の必要があります。

○ 広域避難場所として災害時の対応内容の共有

施設管理者間のさらなる連携が求められます。

○ 公民連携（公共、民間、地域）による公園の魅力アップ

ボランティア活動の活性化や、民間事業者等による賑わいや滞在する空間の創出等を進める必要があります。

○ 公園利用者のマナー向上

自転車走行や犬の放し飼いやなど禁止行為が減り、安心安全な公園が求められます。

○ 万騎が原ちびっこ動物園

施設の老朽化への対応や、動物とのふれあい事業を含めた施設のあり方について検討が必要です。



ダイナミックな「とりでの森」



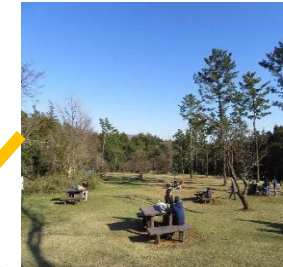
再生した桜山



教育水田の里山風景



別名「大池公園」の大池



ピクニック広場

パークマネジメントプランの詳細については、こちらからご確認ください。



切り取り

回答欄

募集締切 令和5年6月19日(月)まで

次に示す1~4の番号の中から、ご意見のある番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------------|--------|
| 1. 現状 | 2. 課題 |
| 3. プラン策定の進め方 | 4. その他 |

こども自然公園の未来を一緒に考えませんか？

パークマネジメントプランの策定に向けた 「現状と課題」について



2023年5月

横浜市環境創造局公園緑地部

北部公園緑地事務所

目次

目次	2
1. こども自然公園の概要	3
(1) 公園概要	3
(2) 公園施設等	4
2. 現状	6
(1-1) 基本的性格	6
(1-2) 立地特性	8
(1-3) 周辺地区の動向	9
3. 課題	10
(1) 多様な施設の効果的な連携	10
(2) 休日のインフォメーション機能の充実	10
(3) イベントの効果的な活用や効率的な運営	10
(4) 冬季等や平日の公園の活性化	10
(5) 高木の適正管理や生物多様性の観点による管理の充実	11
(6) こどもが主役となって楽しめる公園づくり	11
(7) 草地広場を含めた未整備エリアの活用	11
(8) 売店等の老朽化	11
(9) 広域避難場所として災害時の対応内容の共有	11
(10) 公民連携（公共、民間、地域）による公園の魅力アップ	12
(11) 公園利用者のマナー向上	12
4. パークマネジメントプランとは	12
(1) パークマネジメントプランの目的	12
5. パークマネジメントプラン策定の進め方	12
(1) 基本となる考え方	12
(2) 策定の方法	13

1. こども自然公園の概要

(1) 公園概要

こども自然公園は、旭区と一部泉区にまたがり、北東南西方向に約 1 km、北西南東方向に約 500mとやや細長く、面積は 46.4ha の広域公園です。丘陵地であるため園内に高低差があります。

表) 公園概要

項目	内容
名称	こども自然公園 (通称：大池公園)
開園年	1972 年
公園面積	46.4ha
所有	横浜市
所在地	旭区大池町 65-1
アクセス	相鉄線「二俣川」駅南口下車徒歩 15 分 相鉄線「南万騎が原」駅徒歩 7 分 相鉄バス「万騎が原中央」または「万騎が原大池」下車徒歩 3 分 (「二俣川駅南口」から旭 1・旭 6 系統を利用) 無料駐輪場 (入口広場隣) 有料駐車場 (第一駐車場：172 台、第二駐車場：182 台、第三駐車場：47 台・バス 10 台、臨時駐車場：49 台)
公園種別	広域公園
用途地域 (都市計画法)	市街化調整区域 (公園周辺は主に第 1 種低層住居専用地域)
沿革	1972 年 開園 1979 年 万騎が原ちびっこ動物園開園 1985 年頃 こども自然公園野外活動センター (仮称) 新築工事 2008 年 とりでの森遊具設置 2016 年 こども自然公園休憩管理棟新築工事 2017 年 こども自然公園拡張広場整備工事 2017 年 こども自然公園詰め所跡地駐車場整備工事
管理形態	市直営管理：園地、トイレ、レストハウス (巡視、清掃、樹木管理、施設修繕は委託を実施。)、野球場

	指定管理事業者：自然体験施設、万騎が原ちびっこ動物園、青少年野外活動センター 管理許可事業者：駐車場、バーベキュー場、売店
--	--

(2) 公園施設等

表) 主な公園施設

主な公園施設	<table border="0"> <tr> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">修景</td> <td>大池、中池、湿地</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">植栽</td> <td>彫像（池畔の乙女像） 桜山（サクラ約 300 本） 梅林（ウメ約 38 種類・220 本） 樹林地（落葉広葉樹林、針葉樹林、針広混交林常緑広葉樹林） 草地（ススキ草原 2 ha 以上）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">遊具 教養</td> <td>とりでの森大型遊具、ブランコ、すべり台 万騎が原ちびっこ動物園 青少年野外活動センター 教育水田等自然体験施設</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">休養 運動 便益 その他</td> <td>記念碑（「めだかの学校」歌碑、弁財天）レストハウス、^{あずまや}四阿 野球場（約 6,000 m²、軟式用） 売店、自動販売機、駐車場、バーベキュー広場、トイレ 自治会防災倉庫電話ボックス、防火水槽</td> </tr> </table>	修景	大池、中池、湿地	植栽	彫像（池畔の乙女像） 桜山（サクラ約 300 本） 梅林（ウメ約 38 種類・220 本） 樹林地（落葉広葉樹林、針葉樹林、針広混交林常緑広葉樹林） 草地（ススキ草原 2 ha 以上）	遊具 教養	とりでの森大型遊具、ブランコ、すべり台 万騎が原ちびっこ動物園 青少年野外活動センター 教育水田等自然体験施設	休養 運動 便益 その他	記念碑（「めだかの学校」歌碑、弁財天）レストハウス、 ^{あずまや} 四阿 野球場（約 6,000 m ² 、軟式用） 売店、自動販売機、駐車場、バーベキュー広場、トイレ 自治会防災倉庫電話ボックス、防火水槽
修景	大池、中池、湿地								
植栽	彫像（池畔の乙女像） 桜山（サクラ約 300 本） 梅林（ウメ約 38 種類・220 本） 樹林地（落葉広葉樹林、針葉樹林、針広混交林常緑広葉樹林） 草地（ススキ草原 2 ha 以上）								
遊具 教養	とりでの森大型遊具、ブランコ、すべり台 万騎が原ちびっこ動物園 青少年野外活動センター 教育水田等自然体験施設								
休養 運動 便益 その他	記念碑（「めだかの学校」歌碑、弁財天）レストハウス、 ^{あずまや} 四阿 野球場（約 6,000 m ² 、軟式用） 売店、自動販売機、駐車場、バーベキュー広場、トイレ 自治会防災倉庫電話ボックス、防火水槽								
設備	イベント等で使用できる電源設備はない。								
指定管理施設	自然体験施設（教育水田・里山・畑等）（特定非営利活動法人こども自然公園どろんこクラブ） 万騎が原ちびっこ動物園（(公財)横浜市緑の協会） 青少年野外活動センター（(公財)横浜市スポーツ協会）								

【公園施設写真】



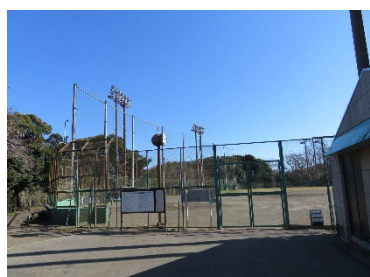
別名「大池公園」の大池



再生した桜山



梅林



野球場



ダイナミックな「とりでの森」



ピクニック広場



芝生広場



バーベキュー広場



教育水田の里山風景



万騎が原ちびっこ動物園



レストハウス
北部公園緑地事務所



売店

2. 現状

(1-1) 基本的性格

ア 未来を担う子どもたちが豊かな自然の中で遊び、活動する場

本公園は、名称に「こども」という言葉が入っているように、こどもを主役とした「こどものあそびのふるさと」です。豊かな自然の中において遊び、活動することによる基礎体力向上や健康促進を目指す場であるとともに、自然の大切さや心地よさを体験・学習できる場でもあります。

園内には、大型遊具のある「とりでの森」、小動物とふれあいながら学習できる「万騎が原ちびっこ動物園（所管課：動物園課）」、稲作や畑作および周辺の自然を生かした活動等ができる「自然体験施設」、野外炊事・キャンプファイア等が体験できる「青少年野外活動センター（所管課：こども青少年局）」など、主にこどもに焦点をあて、遊んだり、活動したり、学習したりする場が複数あります。

また、ピクニック広場やドーナツ広場を中心に学校等の遠足やピクニックでの利用を通して、豊かな自然の心地よさを体験することもできます。

イ 「緑の10大拠点」として緑をまもり・育てる

こども自然公園は、「緑の10大拠点」における「大池・今井・名瀬地区」の一部に含まれており、市街地に残る貴重かつ豊富な自然環境を保全するとともに、地域の原風景を継承する場でもあります。

園内には、特徴的な谷戸地形、大池等の水辺空間、雑木林等の貴重かつ豊富な自然環境が存在しています。西尾根の水辺にはホタルが生息（文化財保護区域に指定）するほか、園内には貴重な野鳥や昆虫・植物が生息するなど、自然環境は動植物の生息環境としても重要な役割を果たしています。大池・中池周辺にはキンクロハジロ等、樹林地にはホトトギス等多くの渡り鳥が飛翔し、樹林地も含めると70種あまりの野鳥の姿や鳴き声を楽しむことができます。

また、春はサクラ・新緑・色とりどりの野草、夏はアジサイ・ユリ・ホタル・カブトムシ、秋はススキ・稲穂・赤トンボ類、冬から早春にかけてはウメ・多様な水鳥と、豊かな自然を基調とした緑や生き物が織りなす四季の景観を楽しむことができます。

自然環境は、本公園の魅力の基礎であるため、動植物の調査や里山の管理作業などによる保全活動に取り組んみ、これらを維持することにより地域の原風景を継承しています。

ウ 防災・災害対応

こども自然公園は、広域避難場所であるほか、水道局管轄の緊急給水栓を備えており、地域の防災の拠点としての役割を担っています。また、「青少年野外活動センター（所管課：こども青少年局）」は他都市応援職員等の宿泊施設に位置づけられており、災害時には拠点となる機能を有しています。

エ 地域の活動の場（コミュニティの醸成）

公園愛護会の活動として「こども自然公園第二広場愛護会」による自由広場の清掃等の活動や、万騎が原小学校及び南本宿小学校は稲作の体験教育を行っているほか、市内外の幼稚園、小学校のオリエンテーションや遠足の場として活用されているなど、地域活動や教育の場として活用されています。

自然体験施設でのボランティア活動や、青少年野外活動センター（所管課：こども青少年局）でのヨガやピラティス教室などにより、幅広い世代のコミュニティを醸成しています。

また、毎年開催している「横浜旭ジャズまつり」は市民ボランティアにより企画・運営され、旭区誕生 50 周年記念事業「流鏑馬^{やぶさめ}祭」は区内在住・在勤の若手経営者等を中心に企画・開催されるなど、地域の方々が活躍し、楽しめる場としての機能も有しています。

これらの活動を通じた参加者同士のコミュニケーションの場としても機能しています。

オ 広域のレクリエーション需要に供する公園（広域公園）

本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とし、多様なレクリエーション活動を楽しめる自然的環境をいかした公園です。

イベント利用として、こども自然公園の自然を題材とした謎解きイベント「謎スタ」や、ごはんを楽しむ食のフェスティバルである「朝ごはんサミット」（会場：入口広場）や、キッズパークや自然の中でのワークショップなどを楽しむことができる

「YokohamaNatureWeek」（メイン会場：ドーナツ広場、ピクニック広場等）が開催され、市内外から 18,000 人の人が公園を訪れました。

カ 利用状況

こども自然公園は、平日は主に地域の方々の利用が多く、土日祝日は地域の方々以外の市民のほか、他の市町村からの利用も多く見られます。

園内には主にこどもに焦点をあてた多くの施設を有し、遊んだり、活動したり、学習したりする利用があります。幼稚園や学校の遠足等での利用を通して、豊かな自然の心地よさを体験することもでき、一年の中でも特に、5月、10月は遠足での利用が非常に多い状況です。

四季折々の動植物の観察や散歩・休息等の日常的な利用のほか、ドーナツ広場、ピクニック広場等での家族や友人とのピクニックなど、こどもから大人まで、多様な楽しみかたをする利用も見られ、特に桜山・梅林での花見の季節には多くの利用者で賑わいます。

そのほか、イベントでの利用もされており、市民ボランティアによる「横浜旭ジャズまつり」は毎夏開催され、地域の活性化に寄与しています。

キ 団体の活動等の状況

こども自然公園では「こども自然公園第二広場愛護会」が活動しており、公園の自由広場

の清掃等を実施しています。

その他自然体験施設のボランティア活動では、豊かな自然であることを背景に、鳥類や昆虫、植物の愛好家の方が観察等を行っています。

(1-2) 立地特性

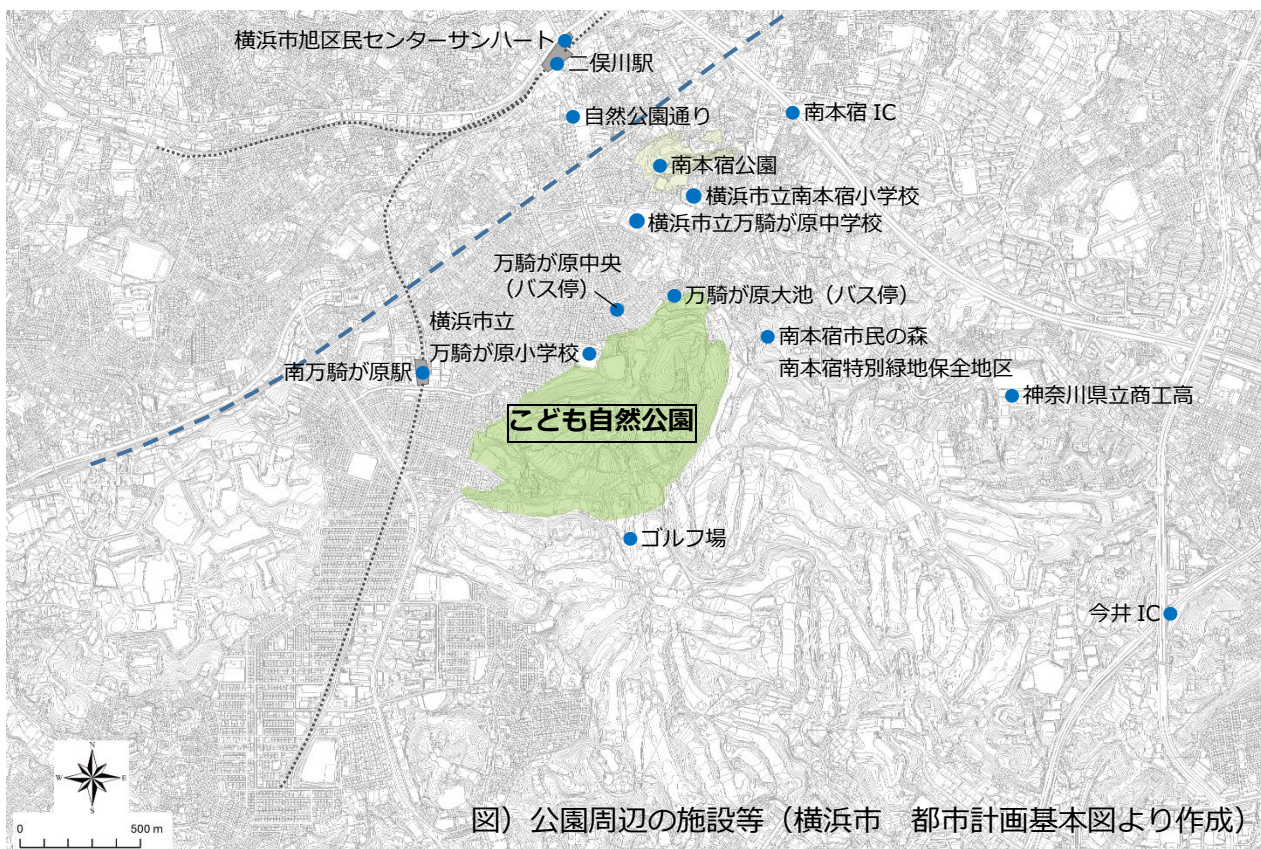
こども自然公園は、所在地は旭区ですが、戸塚区、泉区にまたがる丘陵地に位置しています。大池を中心とした5つの尾根と4本の谷戸からなり、園内は急な斜面地と緩やかまたは平坦で比較的広い尾根部、大池や中池を中心とする谷戸部から構成されています。

周辺には、南側に戸塚カントリー倶楽部や南本宿市民の森が位置し、こども自然公園とともに市として保全すべき貴重な緑の拠点を形成しています。(緑の10大拠点)。これらの用途地域は、公園を含め市街化調整区域です。

それらを除く周辺は住宅地であり、用途地域は主に第1種低層住居専用地域です。

アクセスは、相鉄線「二俣川駅」や「南万騎が原駅」から徒歩で利用できるほか、バス通りにも面しています。また、園内には、無料駐輪場や複数の有料駐車場があり、様々な方法でアクセスできる公園です。遠方からは横浜新道川上バイパスの南本宿ICの利用が比較的便利です。

周辺にある公共施設として、横浜市立万騎が原小学校・南本宿小学校が公園周辺に位置しています。



(1-3) 周辺地区の動向

最寄り駅の鉄道である相鉄線では、2019年にJR相互直通運転、2023年3月には相鉄線と東急線の相互直通運転も開始され、二俣川駅から東京都心へのアクセス性が向上しました。

また、二俣川南口地区の再開発により、新たな商業施設やタワーマンションが整備され、二俣川駅周辺のエリアでの賑わいが増加しています。

表) 二俣川駅周辺の動向

時 期	主な内容
2018年	二俣川駅南口地区市街地再開発事業により建設された施設建築物『COPRE（コプレ）二俣川』、商業施設『JOINUS TERRACE（ジョイナステラス）1』、相鉄線二俣川駅駅舎ビル『JOINUS TERRACE 2』、地上29階のタワーマンション『グレーシアタワー二俣川』がオープン。
2019年	相鉄・JR 直通線開業
2023年3月	相鉄・東急直通線開業



図) 相鉄・JR及び相鉄・東急の相互直通運転
 (都市整備局都市交通部都市交通課ホームページ「神奈川東部方面線の整備」の図を一部加工)

3. 課題

(1) 多様な施設の効果的な連携

園内には、自然体験施設（教育水田等）、バーベキュー広場、万騎が原ちびっこ動物園、レストハウス、青少年野外活動センター、とりでの森大型遊具、野球場、ピクニック広場等、多様な施設が様々な管理者により運営されています。利用者サービスの向上に向けて、情報発信の方法など効果的な連携が求められています。

(2) 休日のインフォメーション機能の充実

平日は、公園全体の管理者である北部公園緑地事務所が開所しており、利用者の問い合わせ対応等を行っていますが、イベントの開催等を含め利用者の多い、土日祝日は基本的には閉所しているため、自然体験施設等各施設管理者が個別に対応している状況です。園全体として休日のインフォメーション機能の充実が求められています。

(3) イベントの効果的な活用や効率的な運営

地域コミュニティの場として自然体験施設指定管理者による定例的な季節イベントに利用されるほか、旭区共催イベントで利用され、多くの方々に楽しんでいただいています。特に、2016年から3か年連続して実施した「YokohamaNatureWeek」は、近年では最大級の利用者となり、公園の新たな魅力の発見につながりました。こども自然公園を楽しむ方法の1つとして、イベントを効果的に活用することが求められます。

一方、イベントの活用には、こども自然公園の遠足等の利用や公園の将来像に沿ったものとする運営方法の配慮や、イベントによる維持管理業務を効率的に行う環境整備の検討も必要です。



旭区共催「横浜旭ジャズまつり」



指定管理者主催「朝ごはんサミット」

(4) 冬季等や平日の公園の活性化

四季を通じて様々な姿を楽しめる公園ですが、冬季や真夏は公園利用者が他の季節に比べて少なくなっていることが課題となっています。

また、有料施設として野球場やバーベキュー広場が設置されていますが、平日の利用が少ないことも課題となっており、冬季等や平日の利用者の増加につながる公園の活性化策が必要とされています。

(5) 高木の適正管理や生物多様性の観点による管理の充実

高木の巨木化や老朽化による倒木等が発生しており、桜山ではサクラの衰退も進んでいます。また、近年流行しているナラ枯れやマツノザイセンチュウによるマツ枯れなど、動植物に関する問題が増えており、適切な対応が求められます。

また、ホトケドジョウ、クツワムシ、トンボなど貴重な生物が生息しており、水田や湿地の水質管理等、適切な管理が求められます。

(6) こどもが主役となって楽しめる公園づくり

これまでも、こどもが主役となるような公園づくりを進めてきましたが、未来の横浜を担う次世代を育む「こどものあそびのふるさと」となる公園づくりを継続することが求められます。

一部の園路は未舗装であるため、ベビーカーや車いすを押しにくい等の声も聞かれる点も課題の一つであり、原風景保全とのバランスを取った整備が求められています。

(7) 草地広場を含めた未整備エリアの活用

草地広場について、公園の新たな魅力となるよう、整備・運営することが求められます。インフラの整備にあたっては、土地の取得も含めた検討が必要です。

(8) 売店等の老朽化

開園後約 50 年経過し、売店をはじめ各施設の老朽化が進み、機能の見直しを含めた早急な再整備の必要があります。

(9) 広域避難場所として災害時の対応内容の共有

本公園は、広域避難場所に位置付けられており、その役割を担うために、災害時には安全確保及び被害状況の把握を行い、必要に応じ、応急対策を行います。

発災時の適切かつ円滑な対応を行うため、各施設の管理者と災害時の対応内容を共有することが求められます。

(10) 公民連携（公共、民間、地域）による公園の魅力アップ

「公園における公民連携に関する基本方針」に基づき、公園の魅力アップに向けて公園愛護会やボランティア活動の活性化や、民間事業者等による賑わいや滞在する空間の創出等の公園の魅力アップについて、公民連携の手法を活かしながら進める必要があります。

(11) 公園利用者のマナー向上

禁止されている園内の自転車走行や一部のランニング利用者のマナー低下により散策利用の方との接触の危険性が高まっていること、禁止されている犬の放し飼いが課題となっており、公園利用者のマナー向上が求められています。

(12) 万騎が原ちびっこ動物園

1979年に開園し、施設の老朽化が進んでいます。モルモットやハツカネズミ等とのふれあい事業を含めた施設のあり方について検討が必要です。

4. パークマネジメントプランとは

(1) パークマネジメントプランの目的

パークマネジメントプランは、「横浜市水と緑の基本計画」（2016年6月）及び「公園における公民連携に関する基本方針」（2019年9月）に基づき、公園の魅力アップにつながる利活用を進めるにあたり、公園の立地特性、基本的性格、利用状況、課題等を踏まえ、公園の目指すべき将来像を地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）となる皆様と共有するために策定するものです。パークマネジメントプランに基づく施策を実施することで、「公園の魅力アップ」とともに「利用者の満足度向上」、「維持・管理の効率性向上」を目指します。

5. パークマネジメントプラン策定の進め方

(1) 基本となる考え方

公園の目指すべき将来像を、地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）の皆様と共有しながらプランを作成します。社会状況や課題等の変化を踏まえ、標準的な計画期間をおおむね10年間と設定します。

(2) 策定の方法

共有方法として、ご意見の募集を行うことを標準とします。

こども自然公園においては、まず「現状と課題」についての情報共有を行い、次にプランについてご意見を伺い、プランを策定していきます。なお、具体的な方法は公園により異なる場合があります。

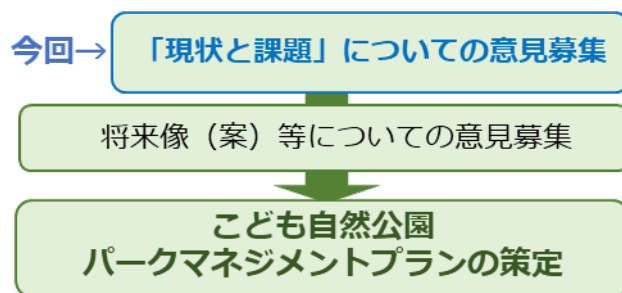
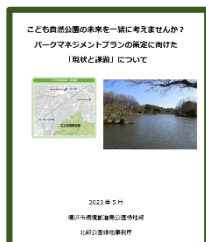


図) こども自然公園パークマネジメントプランの策定方法

子ども自然公園の未来を一緒に考えませんか？ パークマネジメントプラン策定に向けた 「現状と課題」について市民意見募集を実施します



子ども自然公園（横浜市 旭区）では、公園の抱える課題の解決を含めた公園の魅力アップを目指して、目指すべき将来像を地域の方々、利用者及び担い手（関係団体、民間事業者等）となる皆様と共有するために、子ども自然公園パークマネジメントプランの策定を進めています。

策定にあたり、「子ども自然公園」の課題と現状について、市民意見募集を実施します。

市民意見募集の概要

1 募集期間

令和5年5月19日(金)から6月19日(月)まで

2 市民意見募集用リーフレットの配架・資料閲覧場所

- ・旭区役所及び泉区役所の区政推進課広報相談係
- ・北部公園緑地事務所
- ・市民情報センター（市庁舎3階）

※資料はホームページでも掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/kodomoshizen_pmp.html

子ども自然PMP

Q 検索

3 提出方法

- ①リーフレットはがき（切手不要 当日消印有効）
- ②FAX：045-352-3086 北部公園緑地事務所 あて
- ③電子メール：ks-hokubukouen@city.yokohama.jp
- ④持参：北部公園緑地事務所：受付時間 8時45分～17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。

パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e8fe9b92-51d4-43f1-97d1-bf14081e111e/start>



市民意見募集の結果公表

・令和5年9月（予定） 市民意見募集の結果公表

お問合せ先

環境創造局北部公園緑地事務所 所長 高橋 昌広 Tel 045-353 -1166

区連会 資料 3-3

区連会 5月説明資料
令和5年5月18日
都市整備局国際園芸博覧会推進課

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）機運醸成の取組について

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの自治会町内会の掲示板への掲出について、御協力くださりありがとうございました。

本市公共施設などにおいても、広報ポスター及びチラシの掲出を進めるとともに、様々な機会を捉えた広報・機運醸成の取組を行っています。

1 主な広報ポスター及びチラシの掲出依頼先

単位：枚数

公共施設（区役所、図書館、区民文化センター、公会堂、地区センター、コミュニティハウス、スポーツセンター、消防署関係施設、地域ケアプラザ ほか）	約1,700枚
市立小学校、市立中学校、市内大学	約1,300枚
横浜市商店街総連合会（各商店街）	約900枚
市内公園	約4,000枚
指定管理公園	約250枚
国際園芸博覧会横浜開催推進協議会 会員	約400枚
横浜市営地下鉄	31枚

～このほか、現在、各施設への発送、掲出を順次進めています～

2 イベント参加状況等

(1) 春の里山ガーデンフェスタ2023でのブース出展、広報PR

- ・日程：令和5年3月25日(土)から5月7日(日)まで
- ・場所：里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）
- ・出展概要：PRパネル、ポスター掲出、広報チラシ配付
折り鶴ワークショップ、動画放映など



出展事例 (1) 春の里山ガーデンフェスタ

(2) ローズフェアwith趣味の園芸でのブース出展、広報PR

- ・日程：令和5年5月11日(木)から5月15日(月)まで
- ・場所：横浜市役所2階プレゼンテーションスペース
1階アトリウム

- ・出展概要：PRパネル、ポスター掲出、動画放映 など

(3) ワールドトライアスロンシリーズ（2023/横浜）での広報PR

- ・日程：令和5年5月13日(土)、14日(日)
- ・場所：山下公園周辺特設会場
- ・概要：ポスター掲出、動画放映、広報チラシ配付 など



出展事例 (2) ローズフェア with 趣味の園芸

(4) ヨコハマサイクルスタイル2023での広報PR

- ・日程：令和5年5月13日(土)
- ・場所：横浜赤レンガ倉庫
- ・概要：ポスター掲出、広報チラシ配付 など

(5) WFPウォーク・ザ・ワールドでの広報PR

- ・日程：令和5年5月14日(日)
- ・場所：臨港パーク
- ・概要：広報チラシ配付 など

※WFPとは

WFP国連世界食糧計画(国連WFP)は、飢餓のない世界を目指して活動する、国連の人道支援機関。左記は、WFPが開催するチャリティーウォークであり、参加費の一部は国連WFPの学校給食支援に役立てられる。

これらのほか、令和5年4月26日(水)に開催された九都県市首脳会議において、PR動画の放映とともに、市長から各首長へ機運醸成のための協力を依頼しました。

引き続き、広報・機運醸成の取組を進めていきますので、皆様方の御協力をお願いします。

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、西野、秋葉
電話：671-4627 Eメール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2023年4月28日
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 2027年国際園芸博覧会 公式ロゴマークが決定しました！

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和）は、2027年の開催に向けた機運醸成を図るため、本博覧会の理念を表現できる公式ロゴマークを全国から公募し、厳正な審査と選考を経て、公式ロゴマークが決定しました。

今後、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、本公式ロゴマークを積極的に活用することでより多くの皆様にご覧いただき、機運を高めてまいります。



コンセプト

緑は、しなやかに形を変えながら、
私たちの暮らしに様々な幸福を積み重ねている。
木の葉がもたらす安らぎや、爽やかな大気。
花びらが感じさせる美しさや、心地よさ。
いま世界は、緑と新たな関わりを育もうとしている。
2027年国際園芸博覧会で描かれるのは、
自然・社会・人が共にある、これからの暮らしの風景。
きっとそこでは、一人ひとりが幸せな明日を咲かせている。

ロゴの基本的なパターン

カラー/モノクロ/縦/横



裏面あり

公式ロゴマーク選考過程について

2022年10月20日（木）～11月5日（土）応募作品受付（応募総数1,204点）



形式要件確認



デザイン審査



知的財産権調査



2023年2月8日（水） 選考委員会にて最優秀賞作品決定



2023年4月28日（金） 公式ロゴマーク発表

※詳細は協会Webサイトをご確認ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/logo/>

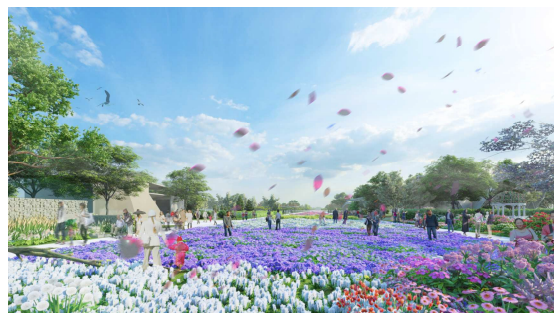
2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」

テーマ：幸せを創る明日の風景

開催場所：神奈川県横浜市

開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）

博覧会区域：約100ha（内、会場区域80ha）



本博覧会では、季節ごとに咲き誇る美しい花や緑に彩られた庭園を見たり、世界中の食・文化・ふれあいを五感で楽しんだり、最先端の園芸や農業の技術に触れるなど今までにない様々な世界を体感できます。そして、自然と人をつなげ、自然とともに生きる持続可能で多様な新しい暮らしのモデルを提案・共有し、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現に繋がります。

本件に関するお問合せ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 広報課（担当：野村）

Tel：045-307-2031

ホームページ：<https://expo2027yokohama.or.jp/>

区連会 資料 3-4

区連会 5月定例会説明資料
令和 5年 5月 18日
旭区 福祉保健課
旭区 社会福祉協議会

第12回（令和5年度）きらっとあさひ福祉大会の開催日程について（情報提供）

日頃から皆様には旭区の福祉保健事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

毎年2月に開催しております、きらっとあさひ福祉大会につきまして、第12回（令和5年度）の開催日が決定いたしましたので御報告いたします。

1 開催日

令和6年2月10日（土）午後 ※時間調整中

2 会場

旭公会堂（旭区役所4階）

3 その他

大会内容や申込方法等につきましては、区連会12月定例会にて御案内させていただきます。

【お問合せ先】

- 旭区福祉保健課事業企画担当
伊藤、泉谷、岡田
TEL:954-6143/FAX:953-7713
- 旭区社会福祉協議会
村瀬、宮地
TEL:392-1123/FAX:392-0222

区連会 資料 3-5

区連会 5月定例会資料
令和5年5月18日
旭区生活衛生課

自治会町内会長 各位

旭区生活衛生課長

旭区わんわんパトロール隊の活動実施について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から旭区の衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび旭区生活衛生課では、登録ボランティアによる「旭区わんわんパトロール隊」を設置いたします。

「旭区わんわんパトロール隊」の活動は、犬の散歩マナーの啓発と地域の見守りを目的として、本事業に登録いただいた旭区内の犬の飼い主の方に、散歩マナー普及グッズ（腕章、リード標）を装着して犬の散歩していただきながら、パトロールをしていただくものです。

つきましては、「旭区わんわんパトロール隊」の隊員が地域においてパトロール活動を実施いたしますので、お含みおきいただきますよう、お願いいたします。

【活動開始日】

6月15日（木）

【添付資料】

A4 チラシ 「隊員募集！旭区わんわんパトロール」

【担当】

旭福祉保健センター生活衛生課
環境衛生係 内田、炭竈
電話 045-954-6168
FAX 045-952-1504

隊員募集!



旭区わんわん パトロール

愛犬と一緒に楽しく散歩しながら、犬のお散歩マナーの啓発と地域の見守り活動を行っていただける方を募集します。



パトロールの内容

- ・区からお渡しする腕章、リード標を装着し、いつものコースをお散歩♪
- ・特別な散歩コースを通る必要はありません。
- ・危険な箇所には近づかないで!
- ・犯罪を目撃したり、不審な人物や車両を見つけた場合は、迷わず110番☎



わんわんパトロール 参加要件

- ・旭区内在住の犬の飼い主の方
- ・横浜市に飼い犬の登録をしている方
- ・適切に狂犬病予防注射を接種している方
- ・かならずリードをつけ、フンを持ち帰るなどのマナーを守って散歩している方
- ・区役所が依頼するWEBアンケートにご協力いただける方



参加申込

電子申請システム(二次元バーコード)からお申込みください。又は、登録申請書(裏面)に記入の上、旭区役所生活衛生課までFAX、窓口、郵送、またはE-mailでお申し込みください。



6月15日(木)受付開始

旭区わんわんパトロール隊登録申請書

年 月 日

（届出先）

旭区長

旭区わんわんパトロール隊に登録したいので、次のとおり申請します。

フリガナ	
氏名	
住所	旭区
電話番号(自宅)	()
電話番号(携帯電話)	()
メールアドレス	

犬の情報	1頭目	2頭目
犬の名前		
鑑札番号		
マイクロチップ番号 (装着済の場合)		
犬種		
年 月 日 以降の直近の狂犬病 予防注射接種日		

※3頭以上飼育している場合はコピーして記入してください。

散歩時はリードを短く持ちますか	はい ・ いいえ
フンを持ち帰る、尿は水で流すなど適切に処理し、マナーを守って散歩しますか	はい ・ いいえ
区役所が依頼するWEBアンケートに協力できますか	できる ・ できない

区連会 資料 3 - 6

令和 5 年 5 月 18 日

旭区連合自治会町内会連絡協議会 会長各位

旭区こども家庭支援課長

旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこサテライトの機能強化について

新緑の候 ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

日頃より、旭区の子育て支援事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旭区地域子育て支援拠点ひなたぼっこは、妊娠中の方から就学前のお子さんとそのご家族が利用できる公共施設として、本拠点（二俣川）とサテライト（鶴ヶ峰）の 2 箇所に開設されています。

従来より、妊娠期から子育て期のご家庭の相談窓口として、本拠点に「横浜子育てパートナー」が配置され、「横浜子育てパートナー」による専用相談窓口が設置されていましたが、令和 5 年 4 月よりサテライトにも「横浜子育てパートナー」が配置され、専用相談窓口がサテライトにも設置されましたので、お知らせいたします。

引き続き地域子育て支援拠点へのご協力をよろしくお願いいたします。

添付資料

- 1 チラシ：妊娠期から子育て期のご家庭の相談窓口「横浜子育てパートナー」に相談できます！！
- 2 パンフレット：旭区地域子育て支援拠点 ひなたぼっこ

<連絡先>

旭区こども家庭支援課

担当 佐藤・野田・大西

TEL045-954-6150



*あなたの「知りたい」をしっかりとつなげる！

妊娠期から子育て期のご家庭の相談窓口



『横浜子育てパートナー』 に相談できます!!



このピンクのエプロンをしている私が
子育てパートナーです!!

子育てって
イライラすることも多くて
誰かに聞いて
もらいたい

子どもの発達で
気になることがあるけど
どこで聞けば
いいの？

子育て期の
いろいろな悩みごと、
困りごとなどについて
相談者に寄り添い、
必要な情報を調べたり、
適切な支援機関を
紹介したりします。

子ども、自分、
家族のこと…
誰かに相談したい
のだけど



子育ての情報や
地域の情報が欲しい
のだけど、どこに
行けばいいの？

●相談したい時は…

●どなたでも…

ひろばで

ひなたぼっこのひろばで
お子さんを遊ばせながら
お話できます。

相談室で

ゆっくり個室で
お話できます。

お電話で

来館できない時などの
相談は電話で
お受けします。

お父さん・お母さん・おじいちゃん・
おばあちゃん・妊婦の方とその家族・
子育てを応援する方など…、
どなたでもご利用できます。
(利用料はかかりません)

●●●●●●●●●●予約・相談専用ダイヤル●●●●●●●●●●

★ひなたぼっこ(二俣川)★

★ひなたぼっこサテライト(鶴ヶ峰)★

045-489-6170

045-752-8354

火～土曜日 10:00～16:00



旭区地域子育て支援拠点 ひなたぼっこ

開館時間 ●火～土曜日 10:00～16:00 休館日 ●日曜日・月曜日・祝日・年末年始・特別休館日
(月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日)



<http://www.hinataboko.net/>



ひなたぼっこは、
妊婦の方と子育て中の皆さん、
そして地域の皆さんが集まる、
ほっとできるおうちです。



障がいや国籍、世代、性別を問わず、
いろんな人との出会いがあります。

ひとりひとりの子どもの育ちや、
さまざまな子育てを大切に、寄り添い、
応援します。

ひとりじゃない、仲間がいます。
手と手をつないで、
みんなで子育ての輪を広げましょう。



旭区子育て支援拠点「ひなたぼっこ」は、旭区役所からの委託を受けて、
特定非営利活動法人 子そだちえん・あさひが、区との協働で運営しています



〒241-0821 神奈川県横浜市旭区二俣川1-67-4
TEL:045-442-3886 FAX:045-442-3896

- アクセス
相鉄「二俣川駅」
徒歩7分
または
清水が丘団地
バス下車1分
駐車場はありません
- 横浜子育てサポートシステム旭区支部
専用ダイヤル:045-442-3038
FAX:045-442-3881 (火～土10:00～17:00)
- 横浜子育てパートナー
予約・相談専用ダイヤル:045-489-6170
(火～土10:00～16:00)



〒241-0022 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰1-7-10
ライオンズプラザ鶴ヶ峰3階
TEL:045-752-8881 FAX:045-752-8990

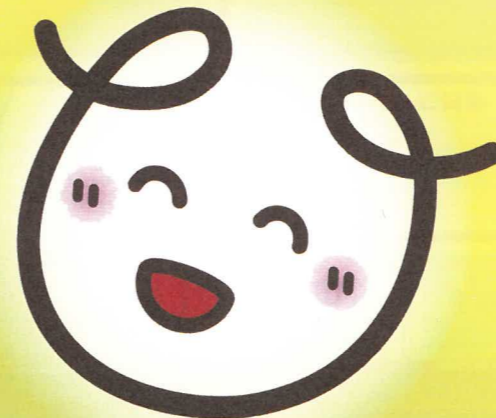
- アクセス
相鉄「鶴ヶ峰駅」
徒歩6分
- サテライトの一時預かり
専用ダイヤル:045-752-8002
- 横浜子育てパートナー
予約・相談専用ダイヤル:045-752-8354
(火～土10:00～16:00)

ひろば開催／火～土曜日 10:00～16:00
休日／日曜・月曜・祝日・年末年始
(月曜日が祝日の場合、翌火曜日休館)



旭区地域子育て支援拠点 ひなたぼっこ

あったか ゆったり
地域で子育て



ひーちゃん

妊婦の方とご家族
就学前の子どもとご家族
子育てを応援する方が、
自由に過ごせるひろばです。

ひなたぼっこ 7つの役割

ひろば ひなたぼっこ サテライト
親子で遊んだり、他の親子と交流できる場です。
子どもの育ちにあった楽しいひろばです。

子育ての相談 ひなたぼっこ サテライト
ちょっとした子育ての悩み、心配なことなど気軽に相談ができます。専門相談員の相談日もあります。

情報の収集と提供 ひなたぼっこ サテライト
さまざまな子育ての情報が入手できるコーナーを設置しているほか、ホームページや通信を使って情報を発信しています。地域の子育てに役立つ情報を集めたり、提供をしています。

ネットワーク ひなたぼっこ
子育て支援に関わっている方や関係機関と地域のつながりを築き、子育て支援の輪を広げます。

人材の育成 ひなたぼっこ
子育て支援に関わっている方や興味のある方に、学びあいと交流の機会をつくり、子育て支援の人材を育成します。

横浜子育てサポートシステム ひなたぼっこ
「子どもを預かってほしい方」と「子どもを預かれる方」が会員登録し、相互の責任と信頼関係をもとに支え合う仕組みです。事務局は、会員同士を結び付けサポートします。

横浜子育てパートナー ひなたぼっこ サテライト
子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任のスタッフが相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりします。ひろば・相談室・電話でも相談ができます。



おそとでも遊べます



調乳用ポット、体重計・身長計
があります

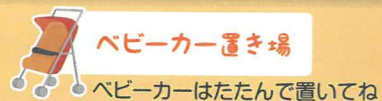
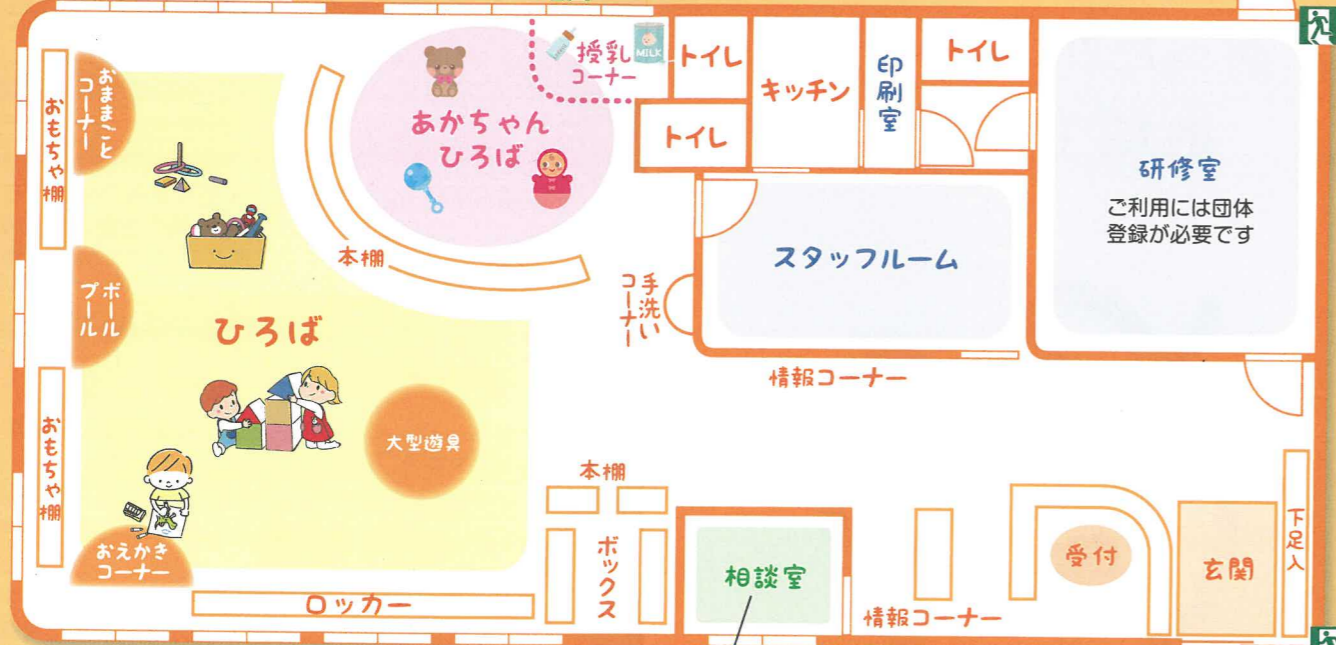
カーテンで仕切ると
授乳室になります



ベンチで絵本も読めます



手洗い場と調乳スペース



楽しいおもちゃが
いっぱいあります



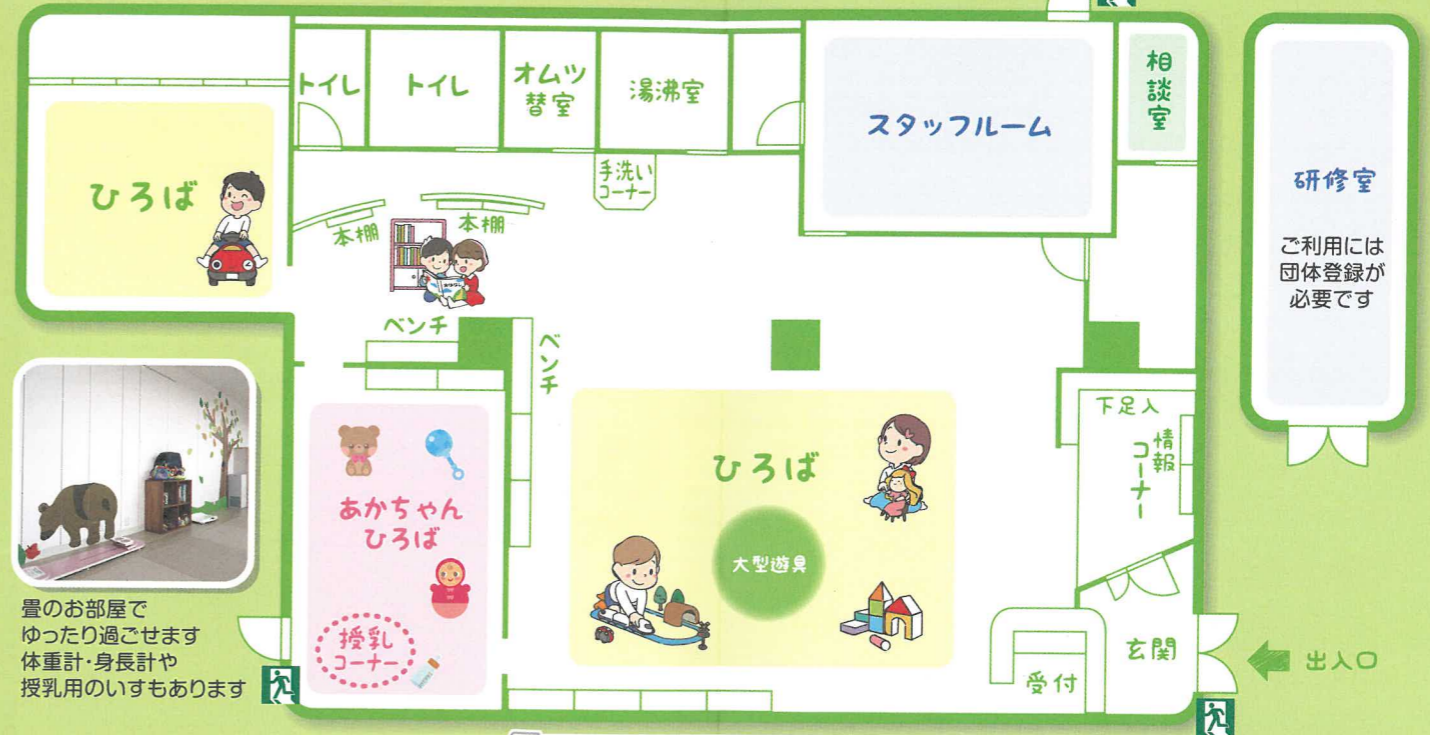
ボックスでゆっくり本が読めます



いろいろな子育て情報の
チラシやパンフレットがあります



出入口



置のお部屋で
ゆったり過ごせます
体重計・身長計や
授乳用のいすもあります



おまごことや大きなブロックなど
おもちゃがたくさんあります



おもいっきり体をつけて遊べます



いろいろな情報が
気軽に手に取れます



ひろば
開催日時 火曜日～土曜日 10:00～16:00

休日 日曜・月曜・祝日・年末年始
(月曜日が祝日の場合、翌火曜日休館)

対象 0歳～未就学児
妊婦さんとその家族

*初回に利用登録が必要です。登録および利用カードは2か所共通です。
*ランチタイムは12:00～13:00です。



区連会 資料 3-7

令和5年5月18日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区戸籍課長

マイナンバーカードの普及に係るチラシ掲示について（依頼）

日頃から、横浜市政・旭区政の推進に御協力いただきましてありがとうございます。

ほぼすべての国民がマイナンバーカードを取得するとの国の方針の実現に向けて、様々な交付促進策の取組が行われており、令和5年3月末現在のマイナンバーカードの交付率は、全国で67.0%、横浜市で67.3%となっています。

横浜市では、より多くの皆様にマイナンバーカードをお持ちいただくために、すべての地区センターにおいて、マイナンバーカードの申請相談会を開催し、申請や受け取り等に関する質問や相談をお受けするほか、活用方法やセキュリティに関する「ミニ講座」も行います。

つきましては、旭区民に広く周知し、より多くの方にお越しいただくため、各自治会町内会掲示板へのチラシ掲示について、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

- 1 依頼事項
自治会町内会掲示板へのチラシ掲示
- 2 送付物
チラシ（A4） 1枚
- 3 掲示依頼期間
チラシが届いてから7月3日まで

申請相談会に関する問い合わせ
横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル
電話：0120-321-590

担当：旭区戸籍課 宮崎
電話：045-954-6034 Fax：045-955-4411

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越しください!!



マイナンバーカード申請相談会

旭区内の地区センターにて

マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくとよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント

1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、カード受取手続きについて、質問やご相談を承ります。

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの？
- ・代理で、カードの受取はできる？
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの？



ポイント

2

活用方法・セキュリティに関する『ミニ講座』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの？

ポイント

3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

会場一覧

※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座						
		実施時間	場所	開始時刻		場所				
希望が丘	6月16日(金)	10:00~18:00	10:00~18:00	10:00~	12:45~	13:15~	13:45~	中会議室		
	6月17日(土)			10:00~	12:45~	13:15~			13:45~	
若葉台	6月18日(日)			10:00~	10:00~	10:00~	13:15~	14:00~		会議室
	6月19日(月)					10:00~	13:15~	14:00~		
白根	6月30日(金)			10:00~	10:00~	10:00~	13:15~	14:00~		中会議室
	7月1日(土)					10:00~	13:15~	14:00~		
都岡	6月30日(金)			10:00~	10:00~	10:00~	13:15~	13:45~	14:15~	小会議室②
	7月1日(土)					10:00~	13:15~	13:45~	14:15~	
今宿	6月30日(金)			10:00~	10:00~	10:00~	13:15~	14:00~		中会議室
	7月1日(土)					10:00~	13:15~	14:00~		
市沢	7月2日(日)	10:00~	10:00~	10:00~	13:15~	14:00~		中会議室		
	7月3日(月)			10:00~	13:15~	14:00~				

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590 平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、ホームページをご確認ください。

【主催】横浜市市民局窓口サービス課
【受託者】東武トップツアーズ(株)横浜支店



区連会 資料 3-8

区 連 会 資 料
令和 5 年 5 月 18 日
区 政 推 進 課

令和 5 年度旭区区民意識調査の実施について（情報提供）

旭区では、区民の皆様が生活環境や地域活動に対して、どのように感じ、また、どのようなご要望があるのかを知り、今後の区政運営の基礎資料とするため、5年ぶりに区民意識調査を実施しますので、情報提供いたします。

調査結果については、まとめ次第区連会でご報告いたします。

《調査概要》

1 調査時期	令和 5 年 7 月（予定）
2 調査対象	区内にお住まいの 18 歳以上の男女 3,500 人
3 抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
4 調査方法	郵送による調査票の発送及び回収
5 設問	下記項目に基づく計 40 問程度 ① 旭区の住み心地について ② 将来の旭区が目指す姿について ③ 生活環境について ④ 心配ごとや困りごとについて ⑤ 情報の入手について ⑥ 地域での活動、交流、支え合いなどについて ⑦ 自治会・町内会活動について ⑧ 健康について ⑨ 防災について ⑩ 子育て支援・青少年育成について ⑪ 旭区内の公的施設の利用について ⑫ 旭区の農業について ⑬ 自身のことやご家族について
6 過去の実施	平成 18 年度、23 年度、26 年度及び 30 年度（4 回実施）

担 当：区政推進課企画調整係
松永・佐藤 954-6026

区連会 資料 3-9

旭区連合自治会長 各位
旭区自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

迷惑電話防止機能を有する機器の貸与について

区内では特殊詐欺被害が多発しており、その多くは詐欺グループからの電話をきっかけに始まっています。詐欺から身を守るためには、「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

旭区役所と旭警察署では、区民の皆さまが電話による詐欺に遭わないよう、迷惑電話防止機能が付いた機器の貸し出しを始めます。

1 貸与対象

申請日において、区内在住の 65 歳以上で、録音された音声その他の情報を特殊詐欺事件の捜査等のため警察に提供することに同意していただける方

2 貸与申込開始日

令和 5 年 6 月 15 日（木）～ ※先着順（100 台）

3 貸与期間

原則 1 年

4 申込方法

旭警察署生活安全課へ電話申込（Tel 361-0110）

※ 受付日：月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

受付時間：9時から16時

※ 令和 5 年 6 月 15 日（木）～先着順で申込受付

5 その他

区民の皆さまには広報よこはま 6 月号でお知らせいたします。



貸与機器

【担当】旭区地域振興課 渋谷、樋口

電話：954-6095 FAX：955-3341

Eメール：as-chishin@city.yokohama.jp

令和5年5月18日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区区政推進課長

「げんきな旭区って？SDGsな街 旭区」の誤記載についてお詫びと訂正

日頃より、旭区政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

4月の自治だよりに同封させていただいた、区内3地区（希望が丘南・左近山・若葉台）でのパートナーシップ連携の取組や効果を紹介するパンフレット「げんきな旭区って？SDGsな街 旭区」の記載内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正いたします。

見開き中央下、「■自治会とNPO若葉台の主な連携活動」部分
誤：2「たんぼぼ」でのシニア中心の居場所活動
正：2「ひまわり」でのシニア中心の居場所活動

担当 旭区役所区政推進課企画調整係 松永、川井
電話 045-954-6027 FAX 045-951-3401

楽しい街に！ 最初の一步

様々な団体・地域の皆さんが、スキルやネットワーク・組織力などそれぞれの強みを活かして、もっと「楽しい街に！」するためのパートナーシップの輪が、旭区内の様々な地域で広がり始めています。3地域での取組や効果を「見える化」しましたので、他の地区でも、まず、「最初の一步」をふみ出しましょう！

「様々な団体・地域の皆さんが いっしょにやると こんな事が出来ました」

●最初の一步のコツ

●様々な団体も地域の皆さんも、それぞれの目的にそって活動しています。連携するための大切なポイントは、

- ① 小さな取組活動ごとに連携をする。
- ② 自分が得たい事、相手が得たい事を尊重する。
- ③ 地域ケアプラザ、区役所などの第三者を巻き込むことです。

「最初の一步」のご相談は・・・
・旭区役所地域力推進担当
(045-954-6028)
・各地区の
地域ケアプラザ

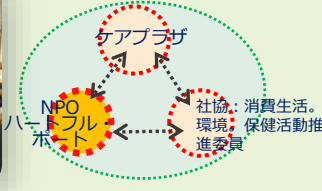


●活動団体の紹介

■ 希望が丘南地区：ハートフル・ポート

● 地区社協×「NPOハートフル・ポート」

希望が丘の住宅街にある住み開きのコミュニティカフェ「ハートフル・ポート」では、カフェ、イベント、まちづくり活動、希望が丘南地区での関連団体等との連携活動、場づくりを行いつつ、住み開き・空き家を使った居場所づくりなどに関する相談・講演も行っています。



●こんなことやってみた！

■ 地区社協とハートフル・ポートの主な連携活動

- 1 SDGsセミナーの開催
地区社協やケアプラザ等と連携して『SDGsって何?』を地区社協の各部会や中学生も交えて開催して、SDGs活動を自分ごととして考えてもらう会を開催しました。
- 2 子ども第3の居場所を地域連携で実現へ
「かけはし」や地域の活動団体と連携して、子ども第3の居場所の実現に向けて活動中です。
- 3 ボランティアネット(地域のボランティア連絡会)
高齢者支援の生活支援組織「ちよこっと応援団」の事務局も担っていることもあり、地域の様々なボランティア団体の連携にも協力しています。

●ここがありがたい！

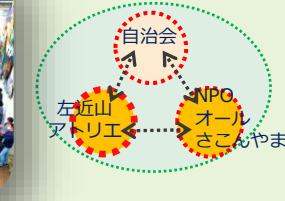
■ 連携の効果：応援し合う関係

- ハートフル・ポートが、がんばっている事
SDGsワークショップや助成金の申請を通した子ども支援など、地域で地区社協、ケアプラザとつながって、地域課題の改善をしようと活動をしています。
- 地区社協としては、これありがたい!
「熱い気持ち」を持って、社協と一緒に、様々な人を巻き込んで、精力的に活動してくれています。「志」が有る方々と共に活動できることが心強いです。



■ 左近山地区：左近山アトリエ

● 「NPO法人オールさこんやま」×「左近山アトリエ」
左近山アトリエは、左近山商店街に2019年から、カフェ兼アート拠点である「左近山アトリエ131110」を運営。様々なまちづくり活動を展開中。2014年から「左近山アートフェスティバル」を3年間開催。左近山団地における大学生による地域活性化支援もおこなっています。



■ オールさこんやまと左近山アトリエの主な連携活動

- 1 「左近山アトリエ131110」
商店会とともに、クリスマスイベントの企画運営など、左近山に住む人の「表現したい」を実現しています。やりたい事実現の相談も可能です。
- 2 「サコラボ」の支援
左近山団地をフィールドに活動したり入居したりしている大学生団体である「サコラボ」による地域活性化の取組を支援しています。
- 3 左近山オープンデータプロジェクト
左近山団地の様々な、データ化を、20数名の若手人材を集めて深堀し、今後の団地再生に生かしていく取り組みを進めています。

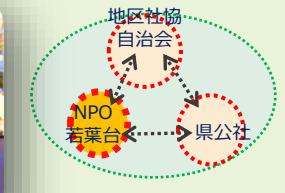
■ 連携の効果：得意分野を活かす

- 左近山アトリエが、がんばっている事
地縁団体のNPOオールさこんやまが運営する「ほっと左近山」と住み分けしながら、アートや、質にこだわって、イベントに集まる若い世代と団地をつないでいます。
- 自治会としては、これありがたい!
クリスマスイベント等、左近山アトリエの企画で若者も大勢、来てくれました。オープンデータなど、新しい視点が得られました。



■ 若葉台地区：NPO 若葉台

● 地区社協×県公社×「NPO若葉台」
障がい者福祉、子育て支援、シニアの活動に加えて、令和4年度から「わかばダイバーシティスペースWakka」でのコワーキングスペース、作業所、本屋カフェも併設し、オープンスペースの運営を開始しています。その他、各分野の事業を自治会や県住宅供給公社とも連携しながら展開中です。



■ 自治会とNPO若葉台の主な連携活動

- 1 「わかばダイバーシティスペースWakka」
旧本屋さんの空き店舗に、多世代交流拠点として、コワーキングスペース、障がい者の作業所や交流スペースを利用したまちづくり活動を展開しています。
- 2 「ひまわり」でのシニア中心の居場所活動
シニアサロンと食事提供等によるシニアの居場所事業：横浜市生活介護支援事業(サービスB)
- 3 「ふれあいにし」
旧若葉台西中学校を利用し、お野菜を育て、カフェ運営、地域型作業所「ぶんげいざ」等を運営しています。

■ 連携の効果：信頼を積み重ねる

- NPO若葉台が、がんばっている事
自治会や県公社との協調も図りながら、子どもから、シニア、障がい者、そして農も含めた、全てを対象にした団地のまちづくりに取り組んでいます。
- 地区社協としては、ここがありがたい!
NPO若葉台は、若葉台団地のまちづくりを、中心的に、精力的に、そして、事業性も考えながら、自治会や地区社協と連携して活動してくれています。



区連会 資料 4—2

区連会 5月定例会資料
令和5年5月18日
旭 区 役 所

各自治会町内会長 様

旭区総務課長

旭区防災研修会の開催について（御依頼）

旭区では、令和元年度に「旭区ご近助マニュアル」を作成し、令和2年度以降、自治会町内会を中心とする町の防災組織のみなさまに、訓練を実施していただいているところです。また、令和4年度から、「ご近助マニュアル研修会」を開催し、各自治会町内会の防災担当の方を中心にご参加いただきました。今年度は、さらに日程と参加者を拡充しましたので、多くの皆さまの御参加をお願いいたします。

1 開催日時

- | | | | |
|------------------|-----------------|---|----------|
| (1) 令和5年7月5日（水） | 9時00分から12時00分まで | } | 今回募集分 |
| (2) 令和5年7月29日（土） | 9時00分から12時00分まで | | |
| (3) 令和5年8月5日（土） | 9時00分から12時00分まで | | |
| (4) 令和5年8月18日（金） | 9時00分から12時00分まで | | |
| (5) 令和5年9月20日（水） | 9時00分から12時00分まで | | |
| (6) 令和5年12月9日（土） | 9時00分から12時00分まで | } | 9月区連会で募集 |
| (7) 令和6年2月14日（水） | 9時00分から12時00分まで | | |
| (8) 令和6年3月16日（土） | 9時00分から12時00分まで | | |

※いずれも同じ内容です。

2 開催場所

旭区役所 新館2階大会議室

3 対 象

- (1) 自治会町内会等「町の防災組織」の防災担当者など
- (2) 旭区内の中学校・高校に通う学生 各回40名まで

4 研修内容（予定）

(1) 座学

各自（家庭）で備えるべき、備蓄品、防災知識

町の防災組織の取組、旭区ご近助マニュアルについて学ぼう

(2) グループワーク

裏面あり

地震発生直後の町の防災組織の対応を体験しよう

5 申込方法・期限について

上半期（7月～9月）実施予定の日程について、募集しますので、以下のいずれかの方法でお申込みをお願いいたします。

【申込期限】各研修日の前日 12 時 00 分まで（必着）

(1) 電子申請

横浜市電子申請・届出システムからお申込みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a0bbaf3f-0b43-4838-b37e-0d0df3689f2f/start>

【二次元コード】



(2) 郵送・メール・FAX

別添「申込用紙」にご記入いただき、旭区役所総務課庶務係まで送付してください。

※「申込用紙」は旭区ホームページからもダウンロードできます。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kurashi/bosai_bohan/saigai/kinzyomanual.html

【二次元コード】



6 受講の決定について

申込後 1 週間以内に、受講者ご本人あてに、メールもしくは郵送で受講決定通知を送付させていただきます。

7 その他

- (1) 当日の気象状況等により、中止または日程の変更となる場合があります。
- (2) 広報よこはま旭区版 6 月号に、研修のお知らせを掲載します。
- (3) 参加費は無料です。
- (4) 下半期（12月～3月）の募集は、9月の区連会で依頼させていただきます。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anken@city.yokohama.jp

令和5年 月 日

令和5年度 旭区防災研修会申込書

■ 受講者について

団体名（町の防災組織の名称）

又は学校名

受講者氏名

住 所

電話番号

メールアドレス

■ 受講希望日程（第三希望までを①、②、③と記入してください。）

令和5年 7月5日(水)	令和5年 7月29日(土)	令和5年 8月5日(土)	令和5年 8月18日(金)	令和5年 9月20日(水)

■ 受講の決定について

受講者あて、申込みから1週間以内にメールもしくは郵送でお知らせさせていただきます。

締 切：各研修日の前日（12時）必着
送付先

郵 送：241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭区役所総務課庶務係

F A X：045-951-3401

メール：as-anzen@city.yokohama.jp

旭区災害ボランティア 連絡会だより 第8号

関東大震災から100年の今、さらなる備えを！

旭区長 権藤 由紀子

旭区災害ボランティア連絡会の皆様におかれましては、日頃から防災への取組に多大なる御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

今年は、1923年に発生した関東大震災から100年です。この横浜でも甚大な被害が発生した災害を忘れず、今の時代にあった「自助」、つまり、一人ひとりや各家庭での備えを見直す機会としていただきたいと思います。

しかしながら、「自助」だけでは立ち行かないのが大規模災害です。発災時には、となり近所の助けあい、「共助」が欠かせません。災害ボランティアもとても大切な「共助」となります。発災時、お困りの皆様に、円滑にボランティアの力をお届けできるよう、引き続き旭区災害ボランティア連絡会・旭区社会福祉協議会・旭区役所の連携を強化し、区民の皆様の安全安心に尽力してまいります。

3年間を振り返って

旭区役所総務課庶務係 危機管理・地域防災担当係長 中畑郁実

令和2年度に着任してすぐ、「旭区災害ボランティア受け入れの流れ」のDVD作成が始まりました。災害ボランティア連絡会の皆様をはじめ、多くの方にご協力をいただき、完成したDVDを手に感動を覚えたことが昨日のように思い出されます。何事も前向きに検討し、実行していく災害ボランティア連絡会をお支えすることができ、とても貴重な3年間でした。また、思うような訓練が出来てない状況下でも、工夫を凝らして地域防災力の維持向上を図っていただいた旭区の皆様に感謝申し上げます。



災害に強い旭区は一人ひとりの備えから！

旭区災害ボランティア連絡会 会長 内田裕朗

近年、国内外で多発している大規模自然災害は各地に大きな被害をもたらしており、横浜も首都直下地震による大規模災害の発生が心配されています。

災害ボランティア連絡会では、発災時における地域防災拠点と災害ボランティアセンターの役割や連携を模擬体験していただく、デリバリーガイド「地域防災拠点コーディネーター」セミナーを開始しました。地域防災計画やマニュアル等を整えてあっても、実際の災害現場では活用されるとは限らず、マニュアル遵守というよりは、臨機応変に対応することが求められます。それには日頃から、一人ひとりが災害への備えを身近に引き寄せ、自分事として捉え、地域でともに考え、基本部分を創り上げておくことが大切です。令和5年度以降もデリバリーガイドを開催しますので、ぜひご参加ください。

～ 令和4年度 連絡会の取り組み ～

旭区災害ボランティア連絡会 総会・講演会

総会では、事業報告・決算報告や事業計画・予算の議案の他、村瀬ドッグトレーニングセンター村瀬 英博氏による災害救助犬についての講演会を開催しました。

日時：6月7日（火）10：00～11：40 会場：旭公会堂 参加者：105名

総会：令和3年度 事業報告・決算報告・監査報告 及び、令和4年度 事業計画(案)・予算(案)

講演：災害救助犬について 講師：村瀬ドッグトレーニングセンター 村瀬 英博氏

内容：災害救助犬は被災者が発する呼気や体臭によって被災者を捜索し、その位置を特定し、吠える事によって位置を知らせます。救助犬の作業は人が踏み入れることのできない現場での作業が求められることから、目的意識を持った自主性のある捜査が救助犬に求められており、トレーニングについては、「犬に教える」ではなく「犬が主体的に考え学ぶ」形で進められています。ハンドラー(任務遂行を支援する人)と救助犬は、共同作業から生み出される目的意識や達成感を、犬の作業を通じて感じることも出来るとのお話をいただきました。

災害救助犬の活躍の場面

- 1 追跡追求犬 → 足跡追って行方不明者を探し当てる
- 2 広域搜索件 → 山で行方不明になった人を探し当てる
- 3 がれき救助犬 → がれきの下で助けを求める人を捜し当てる
- 4 雪崩捜査犬 → 雪崩に巻き込まれた人を掘り出す
- 5 水難救助件 → 海や湖、川など水の事故で活躍する
- 6 マントレーリングドッグ → 街頭捜索を行う追跡犬



デリバリーガイド「地域防災拠点コーディネーター」セミナー

被災された方々に少しでも早く安心を届けるため、地域防災拠点運営委員会・拠点コーディネーターの皆さんにボランティア派遣要請の流れを把握してもらう機会として、横浜市立東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員会のご協力のもと、デリバリーガイド「地域防災拠点コーディネーター」セミナーを開催いたしました。

デリバリーガイドでは、地域防災拠点でのボランティア依頼者の受け入れの実演と説明、ボランティア派遣要望書「ニーズ票」と管理簿についての説明が行われ、その後の質疑応答も含め、地域防災についての意見交換が活発に行われました。

日時：11月5日（土）10：00～11：30

会場：横浜市立東希望が丘小学校 参加者：68名

内容：① ボランティア依頼受け入れの流れについて

実演：旭区災害ボランティア連絡会

② ボランティア派遣要請書(ニーズ票)と管理簿について

講師：旭区災害ボランティア連絡会 内田 裕朗

③ 質疑応答



発行日：令和5年4月1日

発行：旭区災害ボランティア連絡会(横浜市旭区社会福祉協議会内)

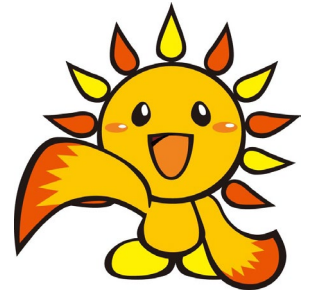
〒241-0022 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区福祉保健活動拠点「ばれっと旭」

月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:45～17:15 TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0022

あさひくんポロシャツ大作戦！

～あさひくんでクールビズ～

「あさひくん」のワンポイントプリントが入ったポロシャツを今年も販売します！
 取りまとめ発注につき、特別価格でご購入いただけます！
 既にお持ちの方も2着目、3着目はいかがですか？
 あさひくんポロシャツで今年も暑い夏を快適に過ごしましょう♪♪



【イメージ】 イラスト：タテ 10cm(旗含む)、ヨコ7cm

【カラー（10色）】



001
ホワイト

443
OXグレー

002
ブラック

064
オレンジ

086
ネイビー

511
トロピカル
ピンク

069
レッド

072
バーガンディ

489
ブリティッシュグリーン

538
ターコイズブルー

※画像は昨年度のもので、今年のあさひくんイラストはノーマル版のあさひくんになります。

※イラスト仕様：プリント（カラー）10cm（旗含む）×7cm角 ※ポロシャツ仕様：10色、8サイズ展開 綿60%、ポリ40%

【購入価格】 取りまとめ発注につき、特別価格での販売です。

注文数/サイズ	SS~LL	3L	4L	5L
特別価格	2,100円	2,300円	2,550円	2,850円

【購入方法】

- ① 購入をご希望の方は裏面注文書を担当業者（株）ウエマツまで、FAXにてお送りください。
- ② 注文書を確認の上、担当業者（株）ウエマツより、御依頼確認書（御請求書）をFAXにて返信させていただきます。
- ③ 御注文内容を確認し、ご請求金額及び振込手数料を、指定振込先にお振り込みいただきます。

【申込期限】 令和5年6月16日（金）

【納期】 7月中旬～下旬（但し6月16日以降にご入金の場合は、入金確認後約2～3週間後に納品いたします。）

【納品方法】 宅配便による発送となります。

【その他】 自治会町内会名等の刺繍：部位は基本、左袖、大きさ(10～14mm/字)、字体(楷書・明朝・角ゴシック・行楷書)をご指定いただき通信欄に内容を明記願います5文字360円。1文字追加20円程度です。別途、御請求書内で御見積り申し上げます。

【注文先】 株式会社ウエマツ
 TEL952-2525
 FAX953-4888

【問合せ】 旭区地域振興課生涯学習支援係
 TEL954-6094
 FAX955-3341

令和5年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！

重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



◆◆◆令和4年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死者（人）	負傷者（人）		件数（件）		死者（人）	負傷者（人）
		構成率					構成率		
鶴見区	206	30.8%	2	177	金沢区	163	32.2%	1	147
神奈川区	114	31.4%	1	95	港北区	152	29.7%	0	138
西区	73	28.6%	2	63	緑区	104	28.0%	2	89
中区	105	27.3%	0	98	青葉区	150	27.6%	0	133
南区	129	39.3%	0	102	都筑区	118	26.9%	1	107
港南区	153	32.1%	0	146	戸塚区	189	36.8%	2	174
保土ヶ谷区	194	42.7%	0	177	栄区	63	32.6%	0	59
旭区	193	36.6%	1	183	泉区	87	32.0%	0	78
磯子区	107	34.4%	0	93	瀬谷区	117	31.3%	0	109

横浜市内全体	件数		死者		負傷者	
		全事故に占める割合		全事故に占める割合		全事故に占める割合
	2,417件	32.3%	12人	31.6%	2,168人	25.6%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進協議会が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323